# 我が国の文化行政

平成 22 年度



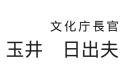


# 我が国の文化行政

- ●文化庁長官あいさつ
- ●文化庁シンボルマーク

		文化行政の基盤	Ħ	次	
	1 2 3 4 5 6 7	文化庁の組織 文化芸術振興基本法と基本方針 文字・活字文化振興法 文化審議会 平成 22 年度文化庁予算の概要 芸術家等の顕彰 文化広報 企業等による芸術文化活動への支援			··· 2 ··· 3 ··· 4 ··· 5 ·· 10 ·· 11
		舞台芸術活動等の推進			
	1 2 3 4	優れた芸術活動への重点的支援等の推進 芸術文化振興基金 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成 芸術祭の開催			·· 15 ·· 16
		メディア芸術の振興			
	1 2	メディア芸術の振興 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
IV		こどもたちの文化芸術体験活動の推進 …			21
V		地域における文化の振興			
	1 2 3 4 5 6 7 8	ふるさと文化再興事業 地域伝統文化総合活性化事業 国民の芸術文化活動への参加の奨励 文化芸術活動等を支える人材の育成 地域の芸術拠点形成事業 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業 「文化芸術創造都市」の推進 文化カプロジェクト			·· 22 ·· 23 ·· 25 ·· 26 ·· 27 ·· 27
VI		文化財の保存と活用			
		文化財保護制度の概要 有形文化財 無形文化財 民俗文化財 記念物 文化的景観 伝統的建造物群保存地区 文化財保存技術 埋蔵文化財 文化財の総合的な把握 世界遺産 無形文化遺産の保護			·· 33 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 39 ·· 40 ·· 41 ·· 41 ·· 42 ·· 43
VII		新しい時代に対応した著作権施策の展開…			45
VIII		国語・日本語教育に関する施策の推進			
	1 2	国語施策の推進 外国人に対する日本語教育施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
IX		国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協	別へ	の耳	双組
	1 2 3 4	文化庁の国際文化交流・協力事業の概要 国際文化交流の総合的な推進 芸術文化における国際交流・協力の推進 文化財分野における国際交流・協力の推進			·· 52 ·· 55
X		アイヌ文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			60
XI		宗教法人制度と宗務行政			61
XII		美術館・歴史博物館の振興			
	1 2 3	我が国の美術館・歴史博物館の概要 美術館・歴史博物館への支援 登録美術品制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			63
XIII		国立文化施設等			66

はじめに





文化庁では、平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」とそれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に定められた基本的な方向に沿って、文化芸術の振興を図っています。昨今の厳しい経済・社会情勢の中で、文化が持つ力への期待やその果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

日本の文化芸術は、古くからの優れた伝統文化のみならず、「クール・ジャパン」と も称され世界的に高い評価を得ているメディア芸術などの現代文化に至るまで、多様 な広がりと豊かさを内包しています。このような日本文化の一層の振興と海外への発 信を図るため、文化芸術活動の支援、地域文化の振興、人材の育成、子どもの文化芸 術活動の充実、文化発信・国際文化交流の推進、文化財の保存と活用の充実などの施 策を一層推進していく必要があります。

折しも本年2月、第3次の文化芸術振興基本方針の策定に向けて、文部科学大臣から文化審議会に対し諮問が行われました。これを受け、文化審議会において、国の政策としての文化芸術振興の意義や、文化芸術振興のための基本的視点を踏まえた上で、文化芸術振興のために行うべき重点施策について、熱心な御審議が行われているところです。

文化庁では、文化審議会における審議も踏まえつつ、様々な文化芸術活動に携わる 皆様の思いや地域に根ざした文化や伝統を大切にしながら、今後も文化芸術の振興に 全力を尽くしてまいります。

本冊子を通じて、皆様に文化行政に対する御理解を深めていただくとともに、皆様の文化芸術活動に御活用いただければ幸いです。

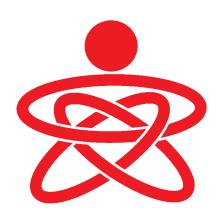
# 文化庁シンボルマーク

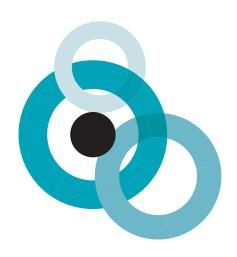
わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとと もに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成い たしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件(応募者数221名)の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」 の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿(文化庁)・広がりを 表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。 本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いします。





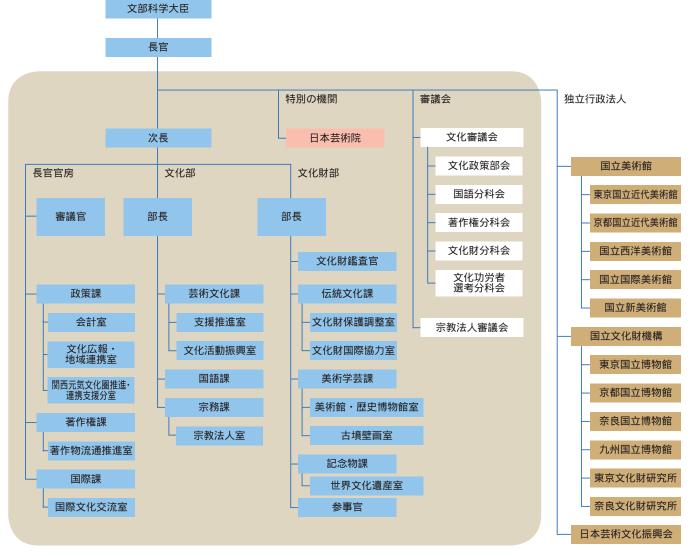
# 文化行政の基盤

1

# 文化庁の組織

文化庁の組織 (平成22年4月1日現在)

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文 化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文 化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国 際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関す る事務を行っています。





# 文化芸術振興基本法と基本方針

# 1. 文化芸術振興基本法



平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う

人々の自主的な活動を促進することを基本としなが ら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を 図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に 貢献することです。

### 第一章総則(第1条~第6条)

### 目的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・芸術家等の自主性尊重
- 芸術家等の創造性尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務(第3・4条)

国民の関心及び理解(第5条)

法制上の措置等(第6条)

### 第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定 (文部科学大臣が案を作成)

### 第三章 基本的施策(第8条~第35条)

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映

# 2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)



「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以下「基本方針」)は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

平成14年12月に策定された第1次の基本方針について、策定後の諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、平成19年2月9日に第2次となる新たな基本方針が閣議決定されました。

文化庁では、この第2次基本方針に基づき、「文化 芸術立国」を目指して、文化芸術の振興に取り組んで います。

平成22年2月には、文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」の諮問がなされ、現在、第3次の基本方針の策定へ向けた議論が行われています。

### 第2次基本方針の概要

### 1. 文化芸術の振興の基本的方向

### (1)文化芸術の振興の意義

文化芸術の意義を、従来の5つの観点に加え、今

日的な2つの観点から整理。

### 従来の意義

- ・人間が人間らしく生きるための糧
- ・共に生きる社会の基盤
- ・質の高い経済活動の実現
- ・人類の真の発展への貢献
- ・世界平和の礎

### 今日的意義

- ・「文化力」は国の力
- ・文化芸術と経済は密接に関連

文化芸術は国民全体の社会的財産であり、一層の振興を図ることにより、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが必要。

### (2)基本的視点

文化力の時代を拓く

「文化力」を高め、心豊かで活力にあふれた社会を実現する。

文化力で地域から日本を元気にする 地域文化の豊かさが日本文化の基盤であり、 人々を元気にする力となる。

国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を 支える

社会全体で文化芸術の振興を図る。

### (3)重点的に取り組むべき事項

日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材 の育成

日本文化の発信及び国際文化交流の推進

文化芸術活動の戦略的支援

地域文化の振興

子どもの文化芸術活動の充実

文化財の保存及び活用の充実

# 2.文化芸術の振興に関する基本的施策

「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国が講ずべき基本的施策として、文化芸術振興基本法の条文に沿った次の11の各分野について、107の施策を具体的に列挙。

各分野の文化芸術の振興 文化財等の保存・活用 地域の文化芸術の振興 国際交流等の推進 芸術家等の養成・確保等 国語の正しい理解 日本語教育の普及・充実 著作権等の保護・利用 国民の文化芸術活動の充実 文化芸術拠点の充実等 その他の基盤の整備等



# 文字・活字文化振興法

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化 振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受けて、文部科学省においては、図書館の 充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策 の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発 に取り組んでいます。

同法では、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が文字・活字文化の日」とされています。

また、平成19年10月には、学校や地域における読書活動の支援や地域社会の活字文化振興のための活動を行う(財)文字・活字文化推進機構が設立されました。さらに、平成20年3月には、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図る「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)が閣議決定されるとともに、同年6月には国会の両院において、2010年を「国民読書年」とする決議が採択されました。



# 文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化

交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点 から調査審議を行います。

・無形文化遺産の保護に関する条約の実施に関する

施策の在り方に関すること

最近の 主な答申

- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)」(平成19年2月)
- ・「敬語の指針(答申)」(平成19年2月)

### 文化審議会組織図

(平成22年4月1日現在) 文化審議会 ・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等 ・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する 文化政策部会 調杏塞議 漢字小委員会 ・情報化時代に対応する漢字政策の在り方に関すること 国語分科会 ・国語の改善及びその普及に関する事 日本語教育小委員会 ・日本語教育の在り方に関すること 項の調査審議等 使用料部会 ・著作物の利用に係る裁定等に関すること 基本問題小委員会 ・著作権関連施策に係る基本的問題に関すること 著作権分科会 ・著作権制度に関する重要事項の調査 法制問題小委員会 ・著作権法制度の在り方に関すること 審議等 国際小委員会 ・国際的ルール作りへの参画の在り方に関すること 第一専門調査会 ・美術工芸品に関すること 第二専門調査会 ・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること 文化財分科会 ・文化財の保存及び活用に関する重要 第三専門調査会 ・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること 事項の調査審議等 第四専門調査会 ・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること 第五専門調査会 ・民俗文化財に関すること ・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に 企画調査会 関すること ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の 世界文化遺産特別委員会 実施に関する施策の在り方に関すること

無形文化遺産保護条約に

関する特別委員会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

文化功労者選考分科会



# 平成22年度文化庁予算の概要

# 1.「文化芸術立国」の実現と文化発信



# 総表

(単位:百万円)

				( 1 12 1 13 )
□ △	前年度予算額	平成22年度	対前	年度
	(当初)	予算額	増 減 額	伸 率
文化庁	101,539	102,024	485	0.5%

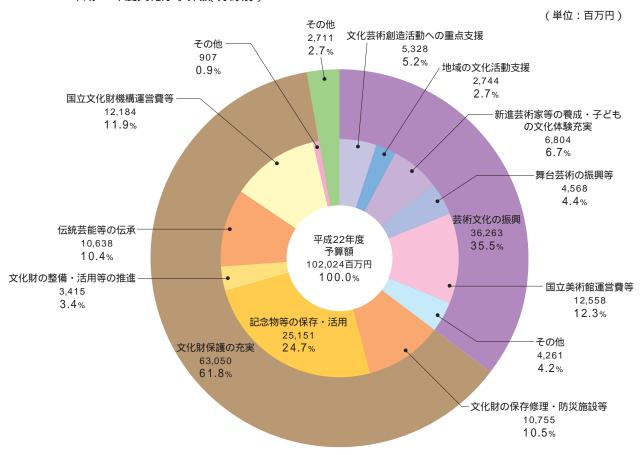
# 主な内容

(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成22年度 予算額	比較増減額
豊かな文化芸術の創造と人材育成	14,048	14,526	478
文化芸術創造活動への重点支援	5,594	4,978	616
地域の文化活動支援	2,322	2,744	422
芸術家等の養成・子どもの文化体験の充実	6,132	6,804	672
我が国のかけがえのない文化財の保存・活用等	41,509	42,491	982
文化財の保存修理・防災施設等の充実	9,711	10,755	1,044
文化財の整備・活用等の推進	31,798	31,736	62
我が国の優れた文化の国内外への発信	41,367	40,557	810
優れた舞台芸術・メディア芸術等の戦略的発信	3,226	3,618	392
文化財の国際協力の推進	514	496	18
外国人に対する日本語教育の充実	233	270	37
文化発信を支える基盤整備	37,394	36,173	1,221

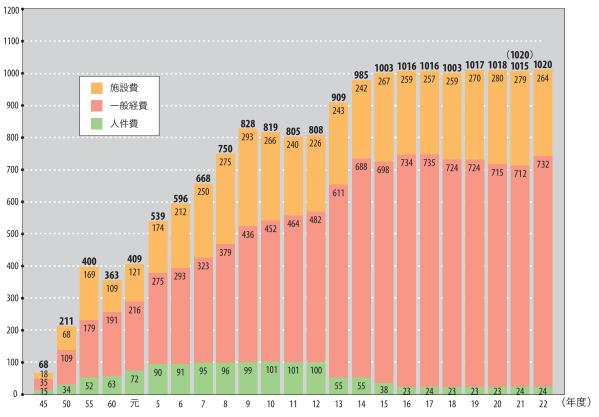
<sup>(</sup>注)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合致しないことがある。

### 平成22年度文化庁予算額(分野別)



### 文化庁予算の推移

(単位:億円)



21年度上段 書は、国立国語研究所移管分を含めた計数である。

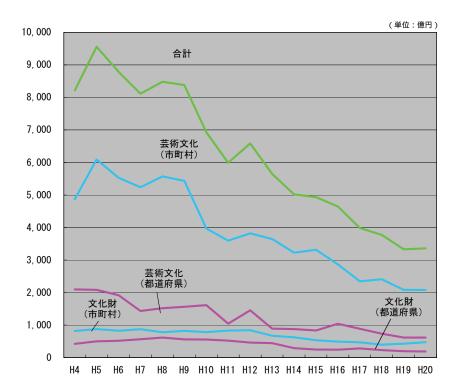
# 2. 地方公共団体の文化関係経費の推移



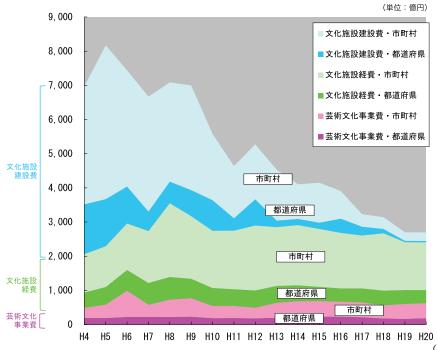
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、 平成5年をピークに減少が続いています(A)。その主 な原因には、文化施設建設費の減少があります。一方、

芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっていまず(B)。

A. 文化関係経費の推移



B. 芸術文化経費の推移



(文化庁調べ)



# 3. 文化関係の税制



	事項	措置内容		適用年度
	特定公益増進法人に 対する寄附	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	【個人の寄付金】 「寄付金( 所得金額の40%を限度 )-2千円」 を所得控除( 所得税)	昭和51年度~ (登録博物館に 係る業務を行う 法人については 平成9年度~)
		【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	【法人の寄付金】 一般の寄付金とは別に「(所得金額の5.0% +資本等の金額の0.25%)× 1/2」を損金 算人(法人税)	平成13年度~
	認定特定非営利活動 法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度~
	指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を 行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対す る寄付金と同様の取扱い(所得税・法人税)	昭和62年度~
	指定寄付金	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	【個人の寄付金】 「寄付金(所得金額の40%を限度)-2千円」 を所得控除(所得税)	昭和40年度~
		【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重 要文化財の収集・保存修理に要する費用		平成13年度~
国税	相続財産の寄付	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人		昭和52年度~
176		【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	非課税(相続税)	平成13年度~
		【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度~
	重要文化財等の 譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化 財機構・国立科学博物館に対する重要文化財、動産または 建物)の譲渡	非課稅(所得税)	昭和47年度~
		・国、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科 学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に 準ずる文化財の譲渡(平成24年12月31日まで)	1/2課稅 所得税)	昭和47年度~
		・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立 科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物と して指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除 (所得税) 損金算入(法人税)	昭和45年度~
	重要文化財の	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税)	平成16年度~
	相続・贈与	・登録有形文化財である家屋等( 土地を含む )の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)	平成16年度~
		・伝統的建造物、文部科学大臣が告示するもの)である家屋等 (土地を含む)の相続・贈与	贈与財産評価額の30/100を控除 (相続税・贈与税)	平成16年度~
	登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、 登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度~

	事項	措置内容		適用年度	
	重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物 (家屋及びその敷地)	非課税 (固定資産税・特別土地保有税・都市計画税)	昭和25年度~	
		・登録有形文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税・都市計画税)	平成17年度~	
			・登録有形民俗文化財(家屋)	1/2課税 固定資産税・都市計画税)	平成17年度~
地方		・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2課税 固定資産税・都市計画税)	平成17年度~	
税		・重要文化的景観を形成している家屋 (文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地	1/2課税 固定資産税・都市計画税)	平成17年度~	
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・都市計画税)	平成元年度~	
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 (固定資産税・都市計画税)	平成12年度~	
		・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演の ための施設(家屋及びその敷地)	1/2課税 (不動産取得税・固定資産税・都市計画税)	平成 21• 22年度	

重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。



# 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分 科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを 顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を 経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部(美術) 第二部(文芸) 第三部(音楽・演劇・舞踊)の各部からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に 功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和 58 年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者及び国際的に活躍した者、地域の特色を生かした文化芸術の活動を行い、顕著な功績をあげている市区町村等について、文化庁長官が表彰。	平成元年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績 をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度

この他、叙勲、褒章等の制度がある。



# 文化広報

文化庁においては、施策を国民にわかりやすく紹介し、様々な取組について理解を深めるとともに、 文化芸術の担い手に対する各種の情報提供や、国民 が広く文化を享受できる機会等について、広く周知 するための広報の充実に努めています。このため、 文化庁においては、ホームページをはじめ、様々な 方法により、広報を行っています。

# 1. 文化庁ホームページ

文化庁のホームページを設けて、文化庁のあらま しや最新の施策等を紹介しています。

また、子ども向けホームページとして「子ども文化教室」(http://www.bunka.go.jp/kids/index.html)を開設し、芸術文化や文化財に関する情報を提供しています。

# http://www.bunka.go.jp/index.html





# 2. 文化庁月報

http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou\_geppou/



文化庁月報(広報誌)を毎月発行し、文化庁及び国立美術館・博物館・劇場における取組の情報、日本各地における文化をめぐる様々なトピックや活動等を紹介しています。また、伝統的保存技術を継承される方や芸術分野で活躍されている方との文化庁長官対談を掲載しています。



# 3. 文部科学省情報ひろば

http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/



文部科学省は、平成20年1月の新庁舎への移転を機会に、国民との双方向コミュニケーション機能を強化する取組の一環として、登録有形文化財となっている旧文部省庁舎を活用し、5つの展示室とラウ

ンジからなる「情報ひろば」を整備しました。文化庁では、重要無形文化財の保持者(いわゆる人間国宝)の作品や買い上げ作品を展示するとともに、ラウンジで随時文化的催しを実施しています。



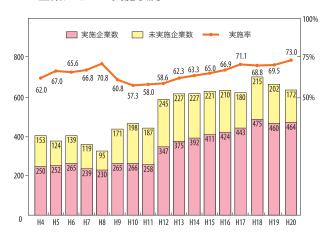
# 企業等による芸術文化活動への支援

# 1. 企業等による文化活動への支援(メセナ活動)

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施した

り、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行 う民間企業が増えてきています。

# 企業メセナの実施状況



### メセナ活動費の総額



出典:(社)企業メセナ協議会「メセナ活動実態調査」

# 2.(社)企業メセナ協議会



# メセナ mécénat lとは

芸術文化支援を意味するフランス語。 古代ローマ皇帝アウグストゥスに仕え たマエケナス(Maecenas)が詩人や芸 術家を手厚く庇護したことから、後 世、その名をとって「芸術文化を庇護・ 支援すること」をメセナというように なった。

(社)企業メセナ協議会のHPより

企業メセナ活動を支援するため、平成2年4月に 設立されました。

芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、 芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、 芸術文化支援活動の調査・研究、 海外の同種の 機関との情報交換・交流など多様な活動を展開して います。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、 同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人か らの寄付金に、損金算入や所得控除等の税制上の優 遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、 税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を拡 大しました。

### 企業メセナ協議会の助成認定制度



### 【平成20年度実績】

227件の芸術文化活動を認定し、1,540件総額10億4,113万円の 寄付が同協議会を通じて行われました。

助成認定事業に関する問い合わせ先 社団法人企業メセナ協議会 〒100-0005 東京都干代田区丸の内1-8-2 第一鉄鋼ビル1階 TEL 03-3213-3397

### 助成認定制度

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より助成認定制度に関する相談窓口を全国に計60ヶ所(平成20年4月1日現在)設置しています。

# 分野

音楽、舞踊、演劇、美術、映画、メディア芸術、 文学、芸能、生活芸術

# 活動主体

プロの文化芸術団体・個人 アマチュアのうちプロ並の芸術活動を行う文化芸術 団体・個人、将来「プロ」となる素質を持つ個人

### 活動形態

公演、展示 公演、展示などを伴う顕彰事業、調査・研究、 セミナー、ワークショップ 等

### 企業メセナ協議会における助成認定制度実績



出典:(社)企業メセナ協議会



# 舞台芸術活動等の推進

1

# 優れた芸術活動への重点的支援等の推進

# 1. 優れた芸術活動への重点的支援等の推進

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、 芸術家・芸術団体等の創造活動に対して、戦略的支 援を行うとともに、幅広い国民の文化芸術活動に対 する支援を実施しています。

「優れた芸術活動への重点的支援」として、我が国の芸術水準の向上に資する直接的な牽引力となる芸術水準の高い、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の意欲的な公演に対して重点的な支援を行っています。

平成21年度文化庁支援公演より



平成21年度芸術創造活動特別推進事業 「貞松・浜田バレエ団:特別公演 創作リサイタル21」 主催:貞松・浜田バレエ団



平成21年度芸術創造活動特別支援事業 大阪シンフォニカー交響楽団 第139回定期演奏会 主催:一般財団法人 大阪シンフォニカー協会

# 芸術文化振興基金

### 助成の対象となる活動

- 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は 普及を図るための活動
  - (1)現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
  - (2)美術の展示、国内映画祭その他の活動
  - (3)特定の芸術分野にしばられない公演、展示その他の活動
- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
  - (1)文化会館、美術館その他の地域の文化施設に おいて行う公演、展示活動
  - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、 活用する活動
  - (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、 活用する活動
- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は 普及を図るための活動
  - (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、 展示その他の活動
  - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術 の復元、伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金(以下「基金」)は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月に設けられました。

現在、約653億円(国からの出資金約541億円、民間からの出えん金約112億円)の基金の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会 が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行って います。

### 平成 20 年度の助成金交付状況

(百万円)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	1,182	375	1,226
・地域の文化の振興を目的として行う活動	327	209	305
・文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	258	156	137

芸術文化振興基金による平成2年度から平成20年 度までの助成金の交付実績は、14,043件、約341億 円となっています。



# 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、次代の芸術界を担う創造性豊かな人 材を育成するため、新進芸術家の海外研修や、芸術 団体等が行う人材育成・普及事業等を支援し、新進 芸術家の養成を図っています。

制度	内容
1 新進芸術家の海外研修	
新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修 80日間 )の4種類があり、平成21年度末までに2,848 名を派遣。
2 新進芸術家の人材育成	
芸術団体人材育成支援事業	芸術団体等が行う芸術家等への人材育成・普及事業及び調査研究、伝統芸能等における人 材確保事業を支援。
新進芸術家の育成公演	新進芸術家海外研修制度により研修を行った若手芸術家等に研修成果を発表する機会 を提供。



新進芸術家の育成公演 「未来を担う美術家たちDOMANI・明日展 2009」 ポスター



新進芸術家の育成公演 「明日を担う音楽家による 特別演奏会」ポスター

# 新進芸術家海外研修制度のこれまでの主な派遣者の例

森下 洋子	(舞踊:バレエ	昭和50年度)
絹谷 幸二	(美術:洋画	昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽:声楽	昭和59年度)
野田 秀樹	(演劇:演出	平成4年度)
諏訪内 晶子	(音楽:器楽	平成6年度)
野村 萬斎	(演劇:狂言師	平成6年度)
崔 洋一	(映画:監督	平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇:演出	平成9年度)
長塚 圭史	(演劇:演出・劇作・俳優	平成20年度)

平成 21 年度 新進芸術家海外研修制度研修員(分野別内訳)

	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	15歳以上 18歳未満の部
美術	26	9	1	5	_
音楽	30	1	-	2	_
舞踊	6	_	-	3	5
演劇・舞台美術等	9	1	-	3	_
映画・メディア芸術	7	_	-	1	_
計	78	11	1	14	5



# 芸術祭の開催

### 平成21年度(第64回)芸術祭



平成21年度文化庁芸術祭祝典 撮影:三枝近志) 『メリーメリー・ウィドウ』祝祭版 ~ ちょっと陽気な未亡人~



国立文楽劇場開場 25 周年記念 上方芸術祭寄席

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催しています。

平成21年度においては、引き続き関東、関西での 主催公演をはじめとする事業を展開しました。

また、演劇・音楽・舞踊・大衆芸能の4部門の参加公演及びテレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞及び芸術祭新人賞が贈られました。

芸術祭祝典には、国際音楽の日記念として「メリーメリー・ウィドウ」祝祭版を実施し、芸術祭の開幕を華々しく飾りました。また、主催公演としてオペラ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎など、多彩な公演を実施しました。

平成 21 年度 (第64回) 文化庁芸術祭 主催公演

部門	公演名
祝典	『メリーメリー・ウィドウ』祝祭版 ~ ちょっと陽気な未亡人 ~
オペラ	オペラ「ヴォツェック」
演劇	演劇『ヘンリー六世』
音楽	アジア オーケストラ ウィーク 2009
能楽	国立能楽堂11月企画公演 国立能楽堂企画公演 - 鄙の雅 -
文楽	関西元気圏共催事業 「国立文楽劇場11月文楽公演」
邦舞	関西元気圏共催事業 「国立文楽劇場10月東西名流舞踊鑑賞会公演」
組踊	国立劇場おきなわ11月研究公演
琉球舞踊	「琉球舞踊特選会」
大衆芸能	関西元気圏共催事業 国立文楽劇場開場25周年記念「上方芸術祭寄席」
歌舞伎	国立劇場11月歌舞伎公演
参加公演	演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計 185 公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計 93 作品
協賛公演	演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計26公演



# メディア芸術の振興

アニメ、マンガ、ゲーム等のメディア芸術は広く 国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術 全体の活性化を促すとともに、海外からも注目され、 我が国への理解や関心を高めています。また、文化 振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興、国 際文化交流の推進の面でも大きな意味を持っています。そのため、メディア芸術のより一層の振興を図る観点から、「ソフト」と「ヒューマン」を重視した、以下のような事業を実施しています。



# メディア芸術の振興

# 1. メディア芸術の創造・発信 (ソフト支援)

文化庁では、優れたメディア芸術作品を顕彰し、 発表の場と鑑賞の機会を提供するため、平成9年度 から「文化庁メディア芸術祭」を実施しています。

平成21年度は、2,592作品の応募があり、その内 673作品は海外53の国と地域からの応募でした。 「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、奨励賞1作品を、またメディア芸術の振興に寄与した方に功労賞及び特別功労賞を贈呈しました。

アート部門大賞 「growth modeling device」 作者: David BOWEN ©David BOWEN



エンターテインメント 部門大賞 「日々の音色」 作者:ナカムラマギコ/ 中村将良/川村真司/ Hal KIRKLAND ©2009 Zealot Co.,ltd/ Neutral Nine Records/ SOUR





アニメーション部門大賞 「サマーウォーズ」 作者:細田守 ©2009 SUMMERWARS FILM PARTNERS



受賞作品展は毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で開催し、多くの方々に来場いただき、最新の メディア芸術作品に触れていただいています。

受賞作品展以外にも、前年度及び過去の受賞作品 を中心に、「メディア芸術祭海外展」「メディア芸術 祭地方展」などの実施により、国内外へ優れたメディ

第13回文化庁メディア芸 術祭の様子



ア芸術作品を発信しています。また、メディア芸術が多方面への活用基盤となるようデジタルアーカイブを進めたり、関連施設などの連携と協力を推進することで拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築します。

文化庁メディア芸術祭浜 松展の様子



# 2. メディア芸術の人材育成(ヒューマン支援)



我が国のメディア芸術を支える優れた若手クリエ イターやアニメーターを育成するための支援策を実 施し、この分野の人材育成を推進します。

# メディア芸術の振興

ソフト支援 (発信、展示、 情報収集、 創作活動 の促進等)

### 文化庁メディア芸術祭

メディア芸術プラザ

メディア芸術海外展

アニメーション映画の製作支援

世界メディア芸術コンベンション

メディア芸術部門会議

メディア芸術デジタルアーカイブ

メディア芸術情報拠点・コンソーシアム 構築事業

- ・メディア芸術の総合的祭典として、優れた作品の顕彰、入賞作品の展示等を実施。
- ・メディア芸術祭関連情報や入賞作品、最新情報をウェブ上で提供。
- ・海外にて我が国のメディア芸術を紹介するために、海外展を実施。 ・優秀作品を海外メディア関連芸術祭に出品。
- ・優れたアニメーション映画製作費の一部を補助。
- ・世界のメディア芸術祭関係者等によるコンベンションを開催。
- ・各分野ごとのクリエイターによる連携・協力を推進する会議を開催。
- ・メディア芸術祭受賞作品や、散逸・劣化の危険性が高い作品などのデジタルアーカイブを実施
- ・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす 情報拠点・コンソーシアムを構築。

ヒューマン 支援 (人材育成) メディア芸術クリエイター育成支援事業

若手アニメーター等人材育成事業

海外メディア芸術クリエイター招へい事業

- ・若手クリエイター等が行う創作活動、国内各地の施設が行うワークショップ・公開講座・調査研究 等に関する事業を支援。
- ・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。
- ・海外の優秀な若手クリエイターを招へいし、研修・研究の機会を提供。



# 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の1つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。

文化庁では、平成15年4月の「映画振興に関する

懇談会」で、「これからの日本映画の振興について~日本映画の再生のために~(提言)」を取りまとめました。これを受け、日本映画の創造・交流・発信、若手映画作家等の育成、 我が国の映画フィルムの保存・継承、を柱とする日本映画の振興施策を推進しています。

# 日本映画の振興

日本映画 の創造 ・交流 ・発信

若手映画

作家等の

育成

我が国の映画

フィルムの 保存・継承

### 映画製作への支援

フィルムコミッションの活動支援

ロケーションに係るデータベースの運営

### 文化映画賞

海外映画祭への出品等支援

全国映画祭会議

アジアにおける日本映画特集上映事業

「日本映画情報システム」の整備

短編映画作品支援による若手映画作家等 の育成

映画関係団体等の人材育成事業の支援

・我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる優れた映画製作に対して支援を行う。

・全国のフィルムコミッションによるコンベンションを開催し、地域間におけるネットワーク形成や、映画・映像関係者の円滑な撮影活動を促進する。

・日本全国のロケーション(野外撮影)に関する情報を一元化したデータベースを運営し、魅力ある 撮影場所を国内外へ発信し、我が国における撮影の促進を図る。

・文化記録映画部門受賞作品及び映画功労部門における受賞者を決定し、贈賞式、上映会を開催する。

・優れた日本映画を世界に発信するため、日本映画の海外映画祭への出品等を支援する。

・各地域における映画のあり方などを協議するため、映画祭関係者等による会議を開催する。

・アジア地域において日本映画の特集上映を実施し、日本文化への理解と上映機会の増加を促進する。

・国内外への日本映画の紹介や多様な作品の上映を可能とするため、映画情報のデータベースを整備する。

・映画制作のワークショップや、実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家が世に出る機会 を提供する。

・映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、製作現場における学生の実習 (インターンシップ)受入を支援する。

フィルムセンター機能充実経費

・我が国の貴重な映画フィルムの保存・継承を行う

また、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体です。文化庁では、日本映

画に関する情報提供として、データベースの整備も 進めています。



短編映画作品製作による若手映画作家育成事業 (若手映画作家育成プロジェクト ) http://www.vipo-ndjc.jp/



全国ロケーションデータベース http://www.jldb.bunka.go.jp/



日本映画情報システム http://www.japanese-cinema-db.jp/



# こどもたちの文化芸術 体験活動の推進

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、 日頃味わえない感動や刺激を直接体験することによ り、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の 文化を継承、発展させる環境の充実を図るために「子 どものための優れた舞台芸術体験事業」及び「伝統文 化こども教室事業」を実施しています。

# 1. 子どものための優れた舞台芸術体験事業

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文 化団体による実演指導、ワークショップやこれらの 団体との共演に参加し、優れた舞台芸術に身近に触 れる機会を提供しています。

「子どものための優れた舞台芸術体験事業」では、 右のような事業を行っています。



巡回公演事業 (オーケストラ公演)

巡回公演事業 (バレエ公演)



# 小・中学校の体育館で実施する事業

(1)芸術団体による巡回公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施 公演種目: 合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、児童劇、 ミュージカル、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽・邦舞、 パレエ、現代舞踊、演芸 等

- (2) 芸術文化団体によるワークショップ 公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための 実演指導や鑑賞指導を実施
- (3)芸術家個人・小グループの学校への派遣 講話・実技披露・実技指導のうちいずれか又は組合わせ て実施



派遣事業 (能の実技指導)

# 2. 伝統文化こども教室事業



次代を担う子どもたちに対して、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、



東京都港区 「港区氷川雅楽会 こども教室」

工芸技術、邦楽、日本舞踊などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供するため、全国各地の 伝統文化の伝承や普及等の活動を行う団体が企画し て実施する教室を支援しています。

採択状況							
年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
採択件数	2,595件	3,365件	4,171件	4,694件	5,232件		



# 地域における文化の振興

1

# ふるさと文化再興事業

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、 民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化 の継承・発展を図るため、都道府県が策定した計画 に基づき、伝統文化保存団体等が実施する、 伝承 者等の養成、 用具等の整備、 映像記録等の作成 の事業に対して支援しています。

ふるさと文化再興事業を活用して、長年の使用に より老朽化していた太鼓の修理を行うなど、伝統文

実施状況					
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
採択件数	462件	495件	594件	440件	357件

化保存団体の今後の伝承活動に対する意識の高揚に つながっています。



田名部の山車行事(青森県むつ市)

2

# 地域伝統文化総合活性化事業

有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりを推進するとともに、伝統文化の確実な継承と地域の活性化に資することを目的として、各地域が主体的に計画する様々な取組を、総合的に支援します。

# 【取組の事例】

- ・変容の危機にある年中行事等の映像資料の収集整理
- ・後継者不足に直面した民俗芸能等の伝承者の養成
- ・地域の祭り行事等の復興とそれを核にしたまちおこし
- ・地域に伝わる様々な伝統文化を体験・伝承する事業



# 国民の芸術文化活動への参加の奨励

# 1. 国民文化祭

文化の祭典です。

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般 主な内容 の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供 し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参 主催事業 文化庁、開催地都道府県、市町村、 文化団体等の共催によるもの。

### 総合文化フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示す オープニングフェスティバルなど。

### シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う 基調講演やパネルディスカッションなど。

### 分野別フェスティバル

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、 舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから 推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。

協替事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体 や文化関係団体・企業等の主催により開催される 各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、 講習会など。



国民文化祭シンボルマーク (福田繁雄・作)

国民文化祭 開催都道府県及び開催予定府県

国文祭」と題し、岡山県で開催されます。

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	11回 (H8)	富山	21回(H18)	口口
2回(S62)	熊本	12回 (H9)	香川	22回(H19)	徳島
3回(S63)	兵庫	13回(H10)	大分	23回(H20)	茨城
4回(H1)	埼玉	14回(H11)	岐阜	24回(H21)	静岡
5回 (H2)	愛媛	15回(H12)	広島	25回(H22)	岡山
6回 (H3)	千葉	16回(H13)	群馬	26回(H23)	京都
7回(H4)	石川	17回(H14)	鳥取	27回(H24)	調整中
8回(H5)	岩手	18回(H15)	山形	28回(H25)	山梨
9回 (H6)	三重	19回(H16)	福岡		
10回 (H7)	栃木	20回(H17)	福井		

加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文

化の発展に寄与することを目的として、開催される

第25回を迎える今年度は、「あっ晴れ!おかやま



第24回 国民文化祭・しずおか2009 オープニングフェスティバル



# 晴れの国おかやま 文化回廊

# 去3睛上! 本于长年国文祭

大会期間: 平成22年10月30日(土)~11月7日(日)

総合開会式・オープニングフェスティバル

平成22年10月30日 土 桃太郎アリーガ 岡山市)

その他『生活文化・暮らしと味わい総合フェスティバル』 『備前おさ ふね名刀フェスティバル』 『陶芸の祭典』等、11月7日(日)まで、県内 全市町村で各種事業を開催。



# 2. 全国高等学校総合文化祭

高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を 深めることを狙いとして、日頃の文化活動の成果を 発表する高校生の文化の祭典です。

第34回を迎える今年度は、「とき放て創造の力 熱 き太陽の光と共に」をテーマに宮崎県で開催されま す。

全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	14回(H2)	山梨	27回(H15)	福井
2回(S53)	兵庫	15回(H3)	香川	28回(H16)	徳島
3回(S54)	大分	16回(H4)	沖縄	29回(H17)	青森
4回(S55)	石川	17回(H5)	埼玉	30回(H18)	京都
5回(S56)	秋田	18回(H6)	愛媛	31回(H19)	島根
6回(S57)	栃木	19回(H7)	新潟	32回(H20)	群馬
7回(S58)	山口	20回(H8)	北海道	33回(H21)	三重
8回(S59)	岐阜	21回(H9)	奈良	34回(H22)	宮崎
9回(S60)	岩手	22回(H10)	鳥取	35回(H23)	福島
10回(S61)	大阪	23回(H11)	山形	36回(H24)	富山
11回(S62)	愛知	24回(H12)	静岡	37回(H25)	長崎
12回(S63)	熊本	25回(H13)	福岡	38回(H26)	茨城
13回(H1)	岡山	26回(H14)	神奈川		

主な内容

総合開会式	式典、開催県発表など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加 校を中心とする全国の高校生によるパレード。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、 弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

平成21年度 第33回全国高等学校総合文化祭三重大会

三重県の歴史を吟詠剣詩舞で表現 総合開会式)





宮崎大会マスコットキャラクター ハニア



第 34 回全国高等学校総合文化祭 とき放て創造の力熱致傷の史と共に

大会期間: 平成22年8月1日(日)~8月5日(木)

総合開会式・パレード

8月1日 日 宮崎市民文化ホール、宮崎市街地

その他、全国から約2万人の高校生が宮崎県に集い、5日間にわたっ て、全24の部門でコンクールや発表会、展示会などが催されます。



# 文化芸術活動等を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向

上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設アートマネジメント研修会	文化庁他	3日間	全国の公立文化施設の管理運 営担当職員	公演の企画・運営等アートマ ネジメントに関する研修
ブロック別公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁他	2~3日間	各プロックの公立文化施設に 勤務する経験年数の比較的浅 い管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマ ネジメントに関する基礎的研 修
全国公立文化施設 技術職員研修会	文化庁他	3日間	全国の公立文化施設に勤務す る舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台 技術に関する研修
ブロック別公立文化施設 技術職員研修会	文化庁他	2~3日間	各プロックの公立文化施設に 勤務する経験年数の比較的浅 い舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台 技術に関する基礎的研修
歷史民俗資料館等 専門職員研修会	文化庁・国立歴史民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の 専門職員で実務経験5年未満 の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財(美術工芸品) 企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財(美術工芸品)の 保存・公開に関わる専門的知 識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	東京文化財研究所	2週間	国公私立博物館、美術館等の 学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な 知識及び技術についての講義 ・実習
埋蔵文化財担当者研修	奈良文化財研究所	研修・課程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担 当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要 な一般及び専門知識と技術に 関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政 担当職員等で、経験年数3年 未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基 礎的事項及び実務上の課題に 関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修会 (基礎コース・実践コース)	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統 的建造物群の保護行政に携わ る者等(実践コースは、伝統 的建造物群保存地区制度をす でに導入している地方公共団 体等で実務経験を有する者) 各50名程度	伝統的建造物群保存地区に係る職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修 実践コースは、伝統的建造物群の保存にかかる諸問題に的確に対応するために必要な専門的事項に関する研修)



# 地域の芸術拠点形成事業

地域の劇場・音楽堂等に対して、公演等支援、アートマネジメント人材育成、情報提供など多角的に支

援することで、文化芸術による地域の活力と創造的 な発展を促しています。

### 事業内容





### 自主企画公演事業等支援

劇場・音楽堂が自ら企画・制作し、実施する舞台芸 術の公演や、児童・生徒や地域住民に対して行うワー クショップ、講習会などの教育普及事業に対して支援 しています。



世田谷パブリックシアター 「コンテンポラリーダンスでカラダワークショップ」 (⑥壬生マリコ)



兵庫県立芸術文化センター 佐渡裕芸術監督プロデュースオペラ 『ヘンゼルとグレーテル』

2

# アートマネジメント人材育成・活用支援

アートマネジメント人材を配置し特色ある芸術性の高い創造活動等を行うとともに、近隣の文化施設や大学等から職員や学生を受け入れ、舞台芸術の現場で求められる資質や能力を養うための研修事業等に対して支援しています。

また、公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象 として、アートマネジメントに関する研修を実施して います。

3

# 劇場・音楽堂等文化施設活性化支援

文化施設が事業を行うために必要な各種情報の提供 及び職員の資質向上のための研修等を実施していま す。

### 芸術文化情報提供事業

- ・文化施設の活性化に資する各種情報の提供、公立文化施設の取組に関する情報の発信及びアートマネジメントに関する情報の整備。
- ・専門家による公立文化施設の事業運営等に関する指導助言。

# 舞台芸術フェアの開催

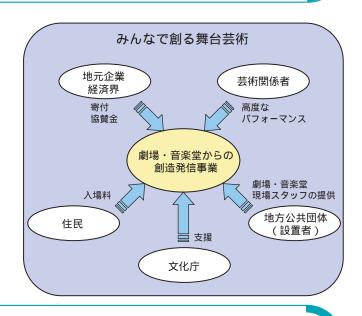
・公立文化施設と、大学や芸術団体等の相互理解・ 交流を図るフォーラムやセミナーを開催。

### 技術職員研修

・公立文化施設の技術職員を対象とした舞台芸術に必要な知識、技術に関する研修の実施。

# 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係 者等とともに主体となって取り組む、音楽、舞踊、 演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成等を 支援し、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞 機会の充実を図っています。



# 7

# 「文化芸術創造都市」の推進

近年、美しい景観やその自治体固有の文化的環境を活かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちの賑わいに結びつけることを目指す自治体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました。

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む自治体を支援できるよう、情報収集・提供及び研修の実施等を通じ、国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。

平成22年度からは、文化芸術の持つ創造性を産業 振興や地域活性化の取組等に領域横断的に活用し、 自治体、市民団体、地域の民間企業などが協働して、

文化庁長官表彰 文化芸術創造都市部門 )受賞都市一覧

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)

地域課題の解決に取り組む先駆的な取組を支援する 文化芸術創造都市モデル事業を実施します。



中之余町の取組 「中之条ビエンナーレ」において伝統的 建造物の空間(旧廣盛酒造)を活かした 作品



仙台市の取組 市民みんなで作る、街をステージにした音楽祭「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」



# 文化力プロジェクト

文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会 全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地 域の関係者と協働して推進しています。これらの取 組は、地域の人と人、人と文化をつなぎ、さらには 観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性 化させるものとして高い注目を集めています。それぞれのプロジェクトにおいて、「文化力」ロゴマークやホームページを活用した広報活動など、「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しており、現在、次の7つ(地域別4つ、テーマ別3つ)のプロジェクトが展開されています。

# 1. 関西元気文化圏

関西から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にすることをねらいとして、平成15年8月から文化庁と「関西元気文化圏推進協議会」が推進しているプロジェクト。

http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kansai/



# 2. 丸の内元気文化プロジェクト

丸の内地区で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことをねらいとして、平成16年5月から「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」と文部科学省が推進しているプロジェクト。

http://www.marunouchi.com/bunka/



# 3. 九州・沖縄から文化力プロジェクト

九州・沖縄・山口から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成18年9月から文化庁と「九州・沖縄文化力推進会議」が推進しているプロジェクト。

http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kyusyu/



# 4. 霞が関から文化力プロジェクト

霞が関から、文化がもたらす豊かさなどをアピールし、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成20年3月に開始したプロジェクト。

保存・復元された旧文部庁舎の1階にある文部科学省情報ひろば「ラウンジ」や、霞ヶ関コモンゲート内の様々な場所を舞台に、多様な文化活動を開催している。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku\_project/kasumigaseki/



# 5. 修理現場から文化力プロジェクト

国宝・重要文化財などの文化財建造物の保存修理事業の修理現場公開事業や保存修理に関する普及・広報活動を行うことで、文化財建造物が、各地域の「文化力」を盛り上げ、地域振興の核となることをねらいとして、平成19年6月に開始したプロジェクト。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bunkaryoku/



# 6. 市民から文化力プロジェクト

アート NPO や文化ボランティアなどの「市民による文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような活動」が、各地域及び日本の文化を支えていることを広く PR し、全国各地域での活動を一層盛り上げていくことをねらいとして、平成 20 年2月に開始したプロジェクト。

http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/



# 7. 発掘現場から文化力プロジェクト

国民や地域住民に埋蔵文化財や発掘調査に対する正しい理解と協力を 促すとともに、埋蔵文化財に関わる様々な人々の活動を盛り上げていく ことをねらいとして、平成21年5月に開始したプロジェクト。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hakkutsu/index.html







# 文化財の保存と活用



# 文化財保護制度の概要

# 1. 概要(『国指定文化財等件数一覧』等)

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解する ためになくてはならないものであると同時に、将来 の文化の向上発展の基礎となるものであり、このよ うな国民的財産である文化財の適切な保存・活用を 図ることは大変重要なことです。

国指定文化財等件数一覧

平成22年4月1日現在

	AX III CAUIT	_	F.观 22 年 4 月 1 口	九九二	
指定					
重要文化財(	うち国宝)	12,709件	(1,079件)	1	
建造物		2,359件	(215件)		
美術工芸品		10,350件	(864件)		
重要無形文化	財		保持者・団体		
芸能	各個認定	39件	(58人)		
云形	総合認定	12件	(12団体)		
T###	各個認定	42件	(55人)	2	
工芸技術	保持団体認定	14件	(14団体)		
重要有形民俗	文化財	210件			
重要無形民俗	文化財	266件			
史跡名勝天然記	記念物(うち特別史跡名勝天然記念物)	2,893件	(161件)	3	
 史跡		1,635件	(60件)		
 名勝		319件	(29件)		
天然記念物		939件	(72件)		
選定	選定				
重要文化的景	観	19件			
重要伝統的建	造物群保存地区	86地区			
登録					
登録有形文化	財(建造物)	7,856件			
登録有形文化	登録有形文化財(美術工芸品)				
登録有形民俗文化財		16件			
登録記念物		51件			
文化財では	はないが保護対象となるもの	D			
選定保存技術			保持者・団体		
	保持者	47件	(52人)		
	保存団体	29件	(31団体)	4	

- 1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む
- 2 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実員数は54人となる
- 3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む
- 3 実跡石勝大派記念初の什数は、特別史跡石勝大派記念初を30 4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は29団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財、美術工芸品、建造物、民俗文化財等)については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財、芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、近年の国土開発、生活様式の変化等により 保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化 財(有形文化財、有形民俗文化財、記念物)等を対象 とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登 録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共 団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必 要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告 を基本として、所有者による自主的な保護を図り、 指定制度を補完するものです。

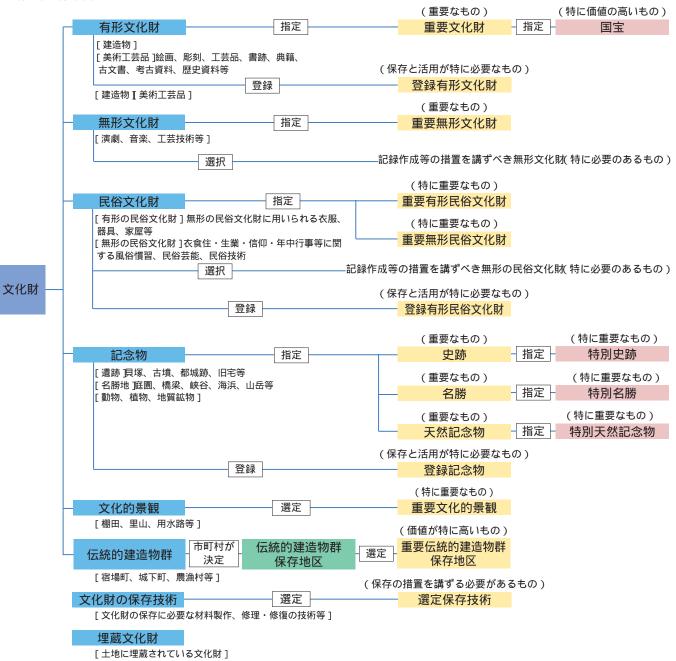
さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課すなどの保護のための措置を行っています。

文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が 文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うことと なっています。文化財等を種類ごとに整理すると右 図のようになります。

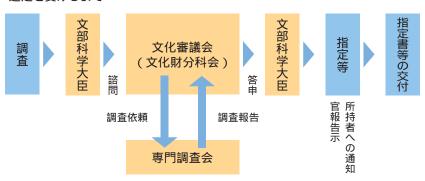
# 2. 文化財の体系図



文化財の体系図



# 文化財の指定・登録・選定を受けるまで





# 3. 文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者等の主な役割



# 文化財保護法の制定 重要な文化財の指定、選定、保存と活用が特に必要な文化財の登録 指定等文化財の所有者に対する管理、修理、公開に関する指示、命令、勧告 指定等文化財の現状変更等の規制、輸出の制限、現状回復命令 玉 指定等文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助 文化財の公有化に対する地方公共団体への補助 指定等文化財等に係る課税上の特例措置の設定 博物館、劇場等の公開施設、文化財研究所の設置、運営 文化財保護条例の制定 重要な文化財の指定、選定等(国指定等を除く) 指定等文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び 現状変更等の制限 文化財 指定等文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助 文化財の保存・公開のための施設の設置、運営 文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための地域活動の 推准 管理団体として国指定文化財の管理、修理等 国及び地方指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等 に係る届け出 文化財の管理、修理 文化財の公開 重要文化財等の譲渡に際しての国に対する売渡の申出

### 今年は文化財保護法制定 60 周年

今年は文化財保護法が昭和25年に制定されてから 60年目に当たります。第二次世界大戦や戦後の社会 的、経済的混乱から多くの文化財が荒廃し、特に昭 和24年1月の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として文 化財保護のための立法化の機運が高まりました。文 化財保護法は、議員立法により昭和25年5月に成立 し、同年8月に施行されました。同法では、戦前か らの國寶保存法等の従来の法律を統一し、文化財全 般にわたって指定、管理、活用等の制度を体系的に 整備したほか、現在の文化庁につながる文化財保護 委員会の設置を定めるなど、文化財保護行政の大幅 な強化が図られました。その後も何度かの大規模な

改正により制度の充実が図られ、最近では、平成16年の改正により、文化的景観や民俗技術の保護、登録制度の拡充が行われています。

### 有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、 考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我 が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いも のを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、 建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んで います。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に 指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高い ものを国宝に指定して保護しています。

#### 1. 建造物

平成22年4月1日現在、2,359件、4,339棟(うち国 宝215件、263棟)の建造物が指定されています。こ れらの建造物については、現状変更を行う場合に、 文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要す ることとされています。また、適切な時期に大小の 保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管 理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実 施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木 で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を 有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆 弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置に

ついて必要な補助を行うことなどによりその保護を 図っています。

また、近代では、我が国の近代化の過程で生み出 された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化 のなかで急速に失われつつある近代の建造物につい て、所在の特定やその特徴を明らかにするための全 国的な調査を行っています。こうした調査の成果に 基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増 えつつあります。平成21年には、明治42年に建てら れた旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)が近代の建造物と してはじめて国宝に指定されました。



国宝 旧東宮御所 (迎賓館赤坂離宮) (東京都港区)



重要文化財 髙島屋東京店 (東京都中央区)

国宝・重要文化財(建造物)種類別・時代別指定内訳 平成22年4月1日現在

	種類別	件数	棟数
	神 社	562 (37)	1,163 (63)
近世以前の分類	寺 院	847 (154)	1,120 (160)
以前	城 郭	53 (8)	235 (16)
の Bil	住 宅	94 (12)	150 (20)
分類	民 家	340	762
^^	その他	192 (3)	262 (3)
	小 計	2,088 ( 214 )	3,692 ( 262 )
沂	宗教施設	23	25
	住居施設	69 (1)	237 (1)
	学校施設	38	65
近代の分類	文化施設	30	38
分	官公庁舎	22	27
類	商業·業務	19	24
	産業·交通·土木	65	214
	その他	5	17
	小 計	271 (1)	647 (1)
	合 計	2,359 (215)	4,339 ( 263 )

(注)()内は国宝で内数





わたらせ渓谷鐵道第一松木川橋梁ほか (栃木県日光市・群馬県みどり市・桐生市)



神戸女学院大学図書館ほか (兵庫県西宮市)

平成8年の文化財保護法改正によって、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。この制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度を補完するものです。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、塀や櫓などの工作物など様々な建造物が登録され、平成20年5月には登録件数が7,000件を越えました。平成22年4月1日現在7,856件が登録され、その所在は47都道府県738市町村区)に及んでいます。

### 文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗栱(組物)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。





#### 2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成22年4月1日現在、10,350件(うち国宝864件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者または 管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化 庁長官により指定された地方公共団体、その他の法 人が行うこととされています。国宝・重要文化財、美 術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約 60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成22年4月1日現在、10件の登録が行われています。



平成22年4月1日現在	亚式	22年	4日1	口珇在
-------------	----	-----	-----	-----

区分	件数
絵画	1,962 (158)
彫刻	2,639 (126)
工芸品	2,419 (252)
書跡・典籍	1,871 (223)
古文書	730 (59)
考古資料	572 (44)
歴史資料	157 (2)
計	10,350 (864)

(注)()内は国宝で内数



重要文化財 濃茶麻地菊棕櫚文様帷子



国宝 土偶/青森県八戸市風張1遺跡出土



重要文化財 木造大日如来坐像



登録有形文化財 ボードイン収集紙焼付写真



## 無形文化財



重要無形文化財「地歌」 保持者:八田清隆(芸名 富山清琴)

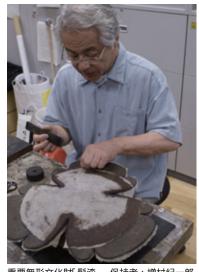
重要無形文化財指定及び同保持者等認定件数 平成22年4月1日現在

			数
分	種類	各個認定	総合認定・ 保持団体認定
	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
芸	歌舞伎	4	1
	組踊	2	1
能	音楽	20	6
	舞踊	1	1
	演芸	2	0
	小計	39件	12件
	陶芸	9	3
	染織	15	7
	漆芸	5	1
工芸技術	金工	5	0
技術	木竹工	2	0
113	人形	2	0
	てすきゃし 手漉和紙	3	3
	小計	41件	14件
	合計	80件	26件

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所 産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高い ものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人 間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを 体現・体得した個人または個人の集団によって表現 されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文 化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・ 体得しているものを保持者または保持団体に認定し、 我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持 者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持 団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の 保持者に対し特別助成金(年額200万円)を交付して いるほか、保持団体や地方公共団体等が行う伝承者 養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成 しています。また、工芸技術の分野の各個認定保持 者や保持団体の「わざ」と文化財を支える技術につい て、作品や関係資料等を公開する展覧会を開催し、 こうした技を守り伝えていくことへの理解の促進を 図っています。さらに、独立行政法人日本芸術文化 振興会(国立劇場等)においては、能楽、文楽、歌舞伎、 組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの伝承者養 成のための研修事業等を行っています。



重要無形文化財「髹漆」 保持者:増村紀一郎

### 民俗文化財

民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形 民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用施設や防災施設など保存・活用のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。また、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会の開催などの事業、映像記録の作成などの活用事業に対して補助しています。

このほか、国際民俗芸能フェスティバルを開催し、 我が国の民俗芸能への理解を深めるとともに、民俗文 化財の保存・伝承、文化の国際交流を図っています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化 財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と されるものを「登録有形民俗文化財」として登録して います。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化 財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるもの については、「記録作成等の措置を講ずべき無形の 民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作 成したり、地方公共団体が行う記録作成事業に対し 補助を行っています。



重要有形民俗文化財 「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」 (沼津市)



重要無形民俗文化財 「高原の神舞」 (宮崎県西諸県郡高原町)

#### 重要有形民俗文化財指定件数 平成22年4月1日現在

種類	件数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	89
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	38
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	210

#### 重要無形民俗文化財指定件数 平成22年4月1日現在

種類	件数
風俗慣習	104
民俗芸能	152
民俗技術	10
合 計	266



## 記念物



史跡 武蔵府中熊野神社古墳(東京都府中市)

史跡の種類別指定件数

平成22年4月1日現在

ZZZZ - Z I ZZZZZZZ I ZZZZ Z Z Z Z Z Z Z	~~~ /	3 · 11 % II	
分類		件数	
貝塚・古墳等	659	(14)	
都城跡等	362	(19)	
社寺跡等	269	(14)	
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	25	(3)	
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6		
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	174	(2)	
墳墓・碑等	76	(3)	
旧宅・園池等	82	(6)	
外国及び外国人に関する遺跡	8		
合計	1,661	(61)	

(注)()内は特別史跡で内数

名勝の種類別指定件数 平成22年4月1日現在

分類	件数
庭園	198(23)
公園	7
橋梁	2
花樹	13
松原	6(1)
岩石・洞穴	14
峡谷・渓流	34(5)
瀑布	9
湖沼	2(1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	31
島嶼	8(2)
砂嘴	1(1)
温泉	1
山岳	16(2)
丘陵·高原·平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	357(35)

(注)()内は特別史跡で内数

天然記念物の種類別指定件数 平成22年4月1日現在

分類	件数
動物	192 (21)
植物	539 (30)
地質鉱物	226(20)
天然保護区域	23(4)
合計	980 (75)

(注)()内は特別天然記念物 で内数

記念物とは以下の文化財の総称です。

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我 が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が 国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上 価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種 類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定 し、保護を図っています。そのうち特に重要なもの については、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特 別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更 し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしよう とする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許 可を要することとされています。また、地方公共団 体が国庫補助を受けてその土地等を買い取ることに より実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保 存・活用を広く図るため、国庫補助によりその整備 を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近 代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする 緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を 図る「登録記念物」の制度が導入され、平成22年4月 1日現在51件が登録されています。



首里城書院・鎖之間庭園(沖縄県那覇市)



天然記念物 小笠原南島の沈水カルスト地形 (東京都小笠原村) 提供:小笠原村教育委員会

## 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の 風土により形成された景観地である文化的景観は、 我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことので きないものです。国は、都道府県又は市町村の申出 に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化 的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観に選 定することができるとされています。

国は、当該文化的景観の歴史的変遷・自然的環境 及び生活・生業等の調査事業、測量・図化を含め重 要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事 業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧 修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備 事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対し て、地方公共団体が行う事業の経費の一部を補助し ています。

平成22年4月1日現在、全国で19件の重要文化的 景観が選定されています。



重要文化的景観 樫原の棚田 (徳島県勝浦郡上勝町)

重要文化的景観 平戸島の文化的景観 (長崎県平戸市)

重要文化的景観一覧

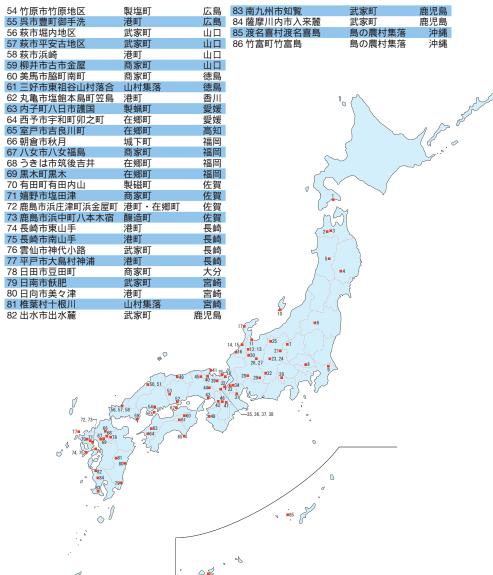
平成22年4月1日現在

		一次22十十八十口兆任
名称	所在	選定年月日
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	平成18年1月26日
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	平成18年7月28日
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	平成19年7月26日
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	平成19年7月26日
遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市	平成20年3月28日
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	平成20年3月28日
小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日
蕨野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日
宇治の文化的景観	京都府宇治市	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梼原町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	平成21年2月12日
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	平成22年2月22日
姨捨の棚田	長野県千曲市	平成22年2月22日
樫原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町	平成22年2月22日
平戸の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日



## 伝統的建造物群保存地区

1 函館市元町末広町	港町	北海道
2 弘前市仲町	武家町	青森
3 黒石市中町	商家町	青森
4 金ケ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手
5 仙北市角館	武家町	秋田
6 下郷町大内宿	宿場町	福島
7 六合村赤岩	山村・養蚕集落	群馬
8 川越市川越	商家町	埼玉
9 香取市佐原	商家町	千葉
10 佐渡市宿根木	港町	新潟
11 高岡市山町筋	商家町	富山
12 南砺市相倉	山村集落	富山
13 南砺市菅沼	山村集落	富山
14 金沢市東山ひがし	茶屋町	石川
15 金沢市主計町	茶屋町	石川
16 加賀市加賀橋立	船主集落	石川
17 輪島市黒島地区	船主集落	石川
18 若狭町熊川宿	宿場町	福井
19 小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	福井
20 早川町赤沢		
	山村・講中宿	山梨
21 東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野 長野
22 南木曽町妻籠宿	宿場町	
23 塩尻市奈良井	宿場町	長野
24 塩尻市木曾平沢	漆工町	長野
25 白馬村青鬼	山村集落	長野
26 高山市三町	商家町	岐阜
27 高山市下二之町大新町	商家町	岐阜
28 美濃市美濃町	商家町	岐阜
29 恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜
30 白川村荻町	山村集落	岐阜
31 亀山市関宿	宿場町	三重
32 大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀
33 近江八幡市八幡	商家町	滋賀
34 東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀
35 京都市上賀茂	社家町	京都
36 京都市産寧坂	門前町	京都
37 京都市祇園新橋	茶屋町	京都
38 京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都
39 南丹市美山町北	山村集落	京都
40 与謝野町加悦	製織町	京都
41 伊根町伊根浦	漁村	京都
42 富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪
43 神戸市北野町山本通	港町	兵庫
44 篠山市篠山	城下町	兵庫
45 豊岡市出石	城下町	兵庫
46 橿原市今井町	寺内町・在郷町	奈良
47 宇陀市松山	商家町	奈良
48 湯浅町湯浅	醸造町	和歌山
49 倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取
50 大田市大森銀山	鉱山町	島根
51 大田市温泉津	港町・温泉町	島根
52 倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山
53 高梁市吹屋	鉱山町	岡山



昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、わが国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

文化庁では、重要伝統的建造物群保存地区の保存

のために市町村が行う修理・修景・防災事業等に対し、経費の補助を行うとともに、市町村の取り組みに対して必要な指導・助言を行っています。

また、地区内の建造物の所有者等を支援するため、税の優遇措置がとられています。

平成22年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、38道府県74市町村で86地区(合計面積約3,236.9ha)あり、約15,900件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

## 文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって設けられた制度で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。また、選定保存技術関連シンポジウムを行い、広く一般の方々に広報・普及を行っています。こうした活動をとおして文化財の修理等を行う技術者及び技能者の確保を図っています。



選定保存技術 「表具用手漉和紙 美栖紙 製作」保持者:上窪良二



## 埋蔵文化財

我が国では現在約46万ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字の記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、 遺跡の発掘調査を行う場合や、埋蔵文化財包蔵地に おいて土木工事を行う場合には、届け出等が必要で す。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま 保存することができない場合、開発事業者に経費負 担の協力を求めて、記録保存の発掘調査を実施しま す。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求め ることが適当でない場合には、国庫補助により地方 公共団体が調査を行うこととしています。

また、発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなときを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出さ

れた物件が文化財と認められるときは、都道府県、 指定都市又は中核市の教育委員会に提出することと されています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財で あるかどうかを鑑査します。文化財と認定されたも ので所有者が判明しないものについては、原則とし て、都道府県に帰属します。



矢留堂ノ前遺跡発掘調査風景(福岡県行橋市)提供:福岡県教育委員会



## 文化財の総合的な把握

文化財は、それが置かれた環境と人々の営みとが関わりながら価値が成り立っており、同じ様な状況に置かれた文化財同士はお互いに関連性を持っています。また、文化財をみんなで残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

そのため、個々の文化財をきちんと保護するということに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺の環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと(文化財の総合的な把握)が必要となります。

具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想(歴史文化基本構想)を作り、文化財を中心に、地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組を合わせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

「歴史文化基本構想」を作る際に、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力することはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業等とも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

文化財の総合的な把握を推進する取組の一つとして、平成20年に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、歴史上価値の高い建造物と地域の歴史や伝統に根ざした人々の活動が一体となって形づくっている良好な環境を維持、向上させるための市町村の計画を国が認定するもので、国より重点的な支援を受けることができます。

#### 市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり

理 地域のアイデンティティの確保及びそのきずなの維持 念 人々の生活の中での文化財の保存及びその根底にある知と技の継承 歴史・文化を生かしたまちづくり 「歴史文化基本構想」の策定 期待される効果 「関連文化財群」の設定 多様な文化財の 広く地域に潜在 価値の顕在化に 「歴史文化保存活用区域」の設定 実行 している文化財 よる適切な保存・ 実施 文化財を保存・活用するための体制整備 を見つけ出すた 活用 めの調査 文化の薫り高い まちづくり行政など 文化財行政 連携 空間の形成 (農水・道路・環境等) 人々の交流の 発生 住民の地域への 理解、地域に対 する誇りの向上 市町村基本構想 景観計画 文化財総合的把握モデル事業 文化財に関する支援制度 まちづくりに関する支援制度 関 連 「歴史文化基本構想」の策定の指針 文化財保護に関する補助金 景観·歴史的環境形成総合 施 を作成するための委託事業 ・地域の伝統文化の確かな継承と活性化 支援事業 策 (平成20年度に20件を選定) 伝統文化こども教室事業 など 社会資本整備総合交付金 など

### 世界遺産



世界文化遺産 白川郷・五箇山の合掌造り集落 (岐阜県白川町、富山県南砺市)



世界文化遺産 姫路城 兵庫県姫路市)

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成22年4月現在186か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づ き、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登 録しています。

日本では既に文化遺産11件、自然遺産3件の合計 14件が世界遺産に記載されています。

#### 世界遺産一覧表に記載されているもの

平成22年4月1日現在

À	法隆寺地域の仏教建造物	自	屋久島
文化遺産	姫路城	目然遺産	白神山地
遺	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	<b>夏</b>	知床
産	白川郷・五箇山の合掌造り集落	注	
	原爆ドーム		
	厳島神社		
	古都奈良の文化財		
	日光の社寺		
	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
	紀伊山地の霊場と参詣道		
	石見銀山遺跡とその文化的景観		

#### 文化遺産オンライン構想

文化遺産オンラインとは、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を集約することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。

今後も、多くの博物館・美術館・関係団体や各自 治体等の協力を得ながら、有形・無形を問わず良質 で多様な文化遺産に関する情報の集約をさらに進め、 内容の充実を図っていくこととしています。 http://www.bunka.nii.ac.jp/index.do





## 無形文化遺産の保護

#### 無形文化遺産の保護に関する条約

平成15年10月、ユネスコ総会で、国内の無形文化 遺産の目録作成をはじめとする無形文化遺産保護措 置等について定めた「無形文化遺産の保護に関する 条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。

本条約では、「自国内の無形文化遺産の目録」の作成、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」への提案、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表(緊急保護一覧表)」への提案を締約国に対して求めています。

我が国は、本条約への対応に関し、「目録」については、国の指定・選定を受けた文化財の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出、「代表一覧表」については、文化財の特徴及び指定件数に基づき区分を設け、指定等の時期が早いものから順に提案、

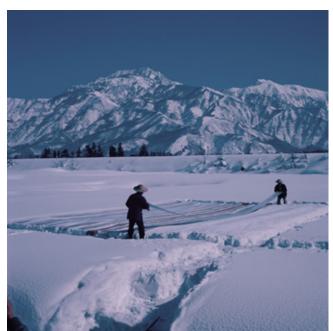
「緊急一覧表」については、我が国からの記載提 案は当面行わないこととしています。

平成20年9月末に我が国から代表一覧表への記載 案件として14件の無形文化遺産の提案を行いました。 そして、平成21年9月末に、条約の政府間委員会(ア ブダビで開催)で記載の検討が行われ、我が国の「雅 楽」「アイヌ古式舞踊」等の13件を含む76件が「代 表一覧表」に記載されることになりました。

なお、条約発効前に、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」(傑作宣言)として宣言された90件(我が国の「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」、及び「歌舞伎」を含む)は、平成20年11月に「代表一覧表」に統合されています。

「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産(16件)

区分		名称	
重要無形文化財	芸能	能楽(傑作宣言) 人形浄瑠璃文楽(傑作宣言) 歌舞伎(傑作宣言) 雅楽	
	工芸技術	小千谷縮・越後上布 石州半紙	
	風俗慣習	日立風流物 京都祇園祭の山鉾行事 甑島のトシドン 奥能登のあえのこと	
重要無形民俗文化財	民俗芸能	早池峰神楽 秋保の田植踊 チャッキラコ 大日堂舞楽 題目立 アイヌ古式舞踊	



小千谷縮・越後上布(雪ざらし)



# 新しい時代に対応した 著作権施策の展開

#### 1. 法制度の整備



文化審議会著作権分科会では、これまでに同分科会で報告された課題をはじめとして、知的財産戦略本部より提言された課題など社会の要請に応じた新たな課題を加えつつ、検討を進めています。

平成21年1月には、平成19年度及び平成20年度の審議結果を「文化審議会著作権分科会報告書」として取りまとめ、同年3月には、本報告書を踏まえた「著作権法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、6月に可決・成立し、平成22年1月1日より施行されました。

平成21年度は、文化審議会著作権分科会に基本問題小委員会、法制問題小委員会、国際小委員会の3つの小委員会を設け、様々な課題について審議を行いました。

具体的には、基本問題小委員会において、デジタル化・ネットワーク化が進展している中での著作権の今日的意義について、法制問題小委員会において、知的財産推進計画2009において急ぎの検討が求められている「権利制限の一般規定」、「ネット上の複数者による創作に係る課題」及び「間接侵害」について、国際小委員会において、主に国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方について検討を行い、それぞれの小委員会で審議の進捗状況や残された課題等について整理し、審議経過として取りまとめました。

平成22年度の文化審議会著作権分科会では、引き続きこれらの課題等について検討を行っていきます。

#### 2. 円滑な流通の促進



文化庁著作権課では、著作物等の円滑な流通を促進するため、著作物の流通環境の整備、著作権契約システムの構築、著作物を活用したビジネスの振興に資する支援等を行っています。

具体的には、 著作権等管理事業法の的確な運用、時代の変化に対応した著作物の流通の在り方に関する調査研究、 調査研究の成果等を基に著作物に係る新たなビジネス展開等を考えるシンポジウムの開催、 著作者が自分の著作物を他人に使ってもらっても良いと考える場合にその意思表示をするための「自由利用マーク」の普及を行うとともに、インターネット上で公開される著作物などについて、そ

の特性を踏まえ、意思表示を行うための新しいツールとして、「意思表示システム」(仮称)の公開を予定しております。

#### 自由利用マーク

自由利用マークについて、詳しくは文化庁ホームページをご参照く ださい。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html





#### 3. 国際的課題への対応



#### 1. 海外における海賊版対策

アジア諸国等において、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版が大量に流通しており、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、海賊版対策について以下のような権利行使の実効性を高めるための施策を積極的に講じています。

二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域へ の取締強化の要請

欧米及びアジア諸国から著作権行政担当者等 を日本に招へいしたインターネット上の著作権 侵害に関する国際会議の開催

著作権侵害対策ハンドブック作成及びセミナー の開催による我が国権利者の諸外国における権

#### 利行使の支援

侵害発生国・地域の取締機関職員を対象とした トレーニングセミナー

### 2. 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO(世界知的所有権機関)において視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は積極的に参画しています。また、EPA(経済連携協定)交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。さらに、知的財産権の執行を強化するための新しい枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の早期妥結に向けて、積極的に議論を行っています。

#### 4. 著作権教育の充実



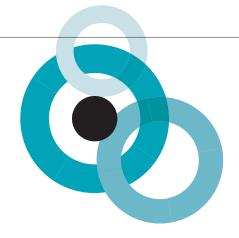
著作権に関して高い意識や幅広い知識を身につけることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

また、文化庁著作権課では、全国各地での講習会の開催や様々な人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象として毎年13箇所程度開催しています。教材については、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」を文化庁ホームページ

( http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index\_4. html )を通して広く提供しています。



平成21年度著作権セミナー (大阪府)会場風景



# 国語・日本語教育に関する 施策の推進



## 国語施策の推進

国語の表記等については、従来国語審議会の検討を踏まえて、その改善を図ってきました。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

平成13年に国語審議会を改組し、設置された文化審議会国語分科会では、平成17年3月の文部科学大臣諮問 「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」を受け、検討を続けてきました。 については、平成19年2月2日「敬語の指針」を答申し、敬語の基本的な考え方や具体的な使い方のよりどころを示し

ました。 については、平成21年11月に、「「改定常用漢字表」に関する試案」(第2次試案)が取りまとめられました。その後、試案に対する意見募集で寄せられた意見を踏まえ、「改定常用漢字表」については、答申に向けて、引き続き審議が行われています。

また、国語の表記等のほか、「国語問題研究協議会」 「国語施策懇談会」の開催や、「国語に関する世論調査」の実施、また、文化庁ホームページ上で公開されている「国語施策情報システム」などを通して、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況 内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会					
諮 問	答 申	内閣告示・訓令	諮問	答 申	現在の内閣告示・訓令
1 国語 ノ統制 二関スル件 2 漢字 ノ調査 二関スル件		当用漢字表(昭21.11) 当用漢字音訓表(昭23.2) 当用漢字字体表(昭24.4)	国語施策の 改善の具体 策について (昭41.6)	→常用漢字表(昭56.3)	★常用漢字表(昭56.10)
3 仮名遣ノ改定二関スル件 4 文体ノ改善二関スル件 (昭10.3)	現代かなづかい (昭21.9)	▶現代かなづか( 昭 21.11 )-		→現代仮名遣い(昭61.3) 外来語の表試 平3.2)	➤現代仮名遣い( 昭61.7 ) ➤外来語の表記( 平3.6 )
	答申 「送りがなのつけ方」について(昭33.11) ローマ字のつづり方の単一化について(昭28.3)	送りがなのつけ方 (昭34.7)		→ 改定送り仮名の 付け方(昭47.6)	送り仮名の付け方 (昭48.6) ローマ字のつづり方 (昭29.12)

#### 内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮 問	答申
新しい時代に応じた国語施策 の在り方について (平5.11)	現代社会における敬意表現 平12.12) 表外漢字字体表 平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方 (平12.12)

#### 現在審議中のもの

70 1000		
文化審議会国語分科会		
諮 問	現、状	
情報化時代に対応する漢字政	審議中	
策の在り方について(平17.3)	■ 13.1.	

文化審議会国語分科会	
諮 問	答 申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)	これからの時代に求められる国語力につ いて(平16.2)
敬語に関する具体的な指針 の作成について(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

## 外国人に対する日本語教育施策の推進

近年、我が国における外国人登録者数や日本語学習者数の増加にともない、外国人の日本語学習目的が多様化している中で、文化庁では、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育

の推進を図るため様々な取組を行っています。

また、文化審議会国語分科会において、外国人の 定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえた 日本語教育の在り方について検討しています。

#### 取 組 我が国に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるようにする 「生活者としての外国人」のための ために、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置運営、日本語指 日本語教育事業 導者養成、ボランティアの実践的研修等を行っている。 文化審議会国語分科会で検討を行っている「生活者としての外国人」のための日本 生活日本語の指導力の評価に関する調査研究 語教育の「標準的内容等」に準拠した日本語指導能力の評価を適切に行うため、評 価基準等の調査研究を行っている。 条約難民に対する定住支援事業の一環として、通所式施設において日本語教育を 行うとともに、ボランティア団体等に対する支援や通所式施設を退所した難民か 難民救援のための日本語教育事業 らの日本語教育相談を実施している。また、平成22年度から、パイロットケー スとして受け入れる、ミャンマー人の第三国定住難民に対する日本語教育を実施 することとしている。 多様化する日本語の学習ニーズに対応し、実態把握と指導内容・方法の充実を図 日本語教育の実態把握と指導内容・方法の充実 るため、日本語教育実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。 我が国に居住する外国人が、安全に自立して暮らしていくために必要な日本語の 文化審議会国語分科会での検討 標準的な内容等について検討を行っている。





# 国際文化交流を通じた 日本文化の発信と 国際協力への取組

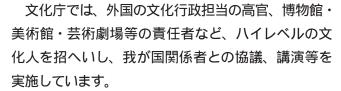


## 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協

力にかかる多様な施策を展開し、国際文化交流・協力事業の推進を図っています。

#### 1. 人物交流



また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、 我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する 機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、 文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

#### 人物交流の事業

#### ハイレベル文化人専門家の招へい

・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

#### 人材育成のための芸術家派遣

・新進芸術家の海外研修

#### 文化財専門家の派遣・招へい

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業
- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業()

独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

#### 2. 公演等による交流

国際芸術文化交流を推進するため、特に国際交流 年に設定された国々との交流に関して、二国間交流事業(我が国芸術団体の海外派遣公演、当該国の芸術団 体の招へい公演を支援しています。(国際交流年については、P.52参照)

また、国際交流年の設定の有無に関わらず、優れた芸術の国際交流推進のため、我が国芸術団体の海外公演の実施や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援し



平成21年度国際芸術交流支援事業 ラ・フォル・ジュルネ金沢 熱狂の日 音楽祭2009





ています。

なお、メディア芸術分野においては、優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外にて展覧会や映画祭を実施するほか、海外で開催されるメディア芸術関連のフェスティバルや映画祭等への出品等に係る経費の支援を行っています。

#### 公演等の事業

#### 芸術団体等の海外公演・招へい公演等

・芸術による国際交流活動への支援

#### メディア芸術に関する国際交流

- ・メディア芸術祭海外展
- ・メディア芸術祭等参加事業
- ・アジアにおける日本映画特集上映事業
- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流 )

独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

メディア芸術に関する国際交流の詳細については、p.55参照。

#### 3. 多様な手段による交流



日本の魅力を世界に発信するため、文化に携わる 我が国の専門家を文化交流使として派遣するなど諸 外国との連携協力を強化し、また世界の芸術家・文 化人を招へいした国際文化フォーラムの開催や、地 域の文化団体や高校生の文化活動による国際交流の 推進、現代日本文学の翻訳・普及事業、文化財海外 交流展など、多様な手段により国際文化交流を推進 しています。

#### 多用な手段による交流事業

シバル・大にひる人派手来	
取組内容	概要
文化庁文化交流使事業	詳細についてはP.54を参照
国際文化フォーラム事業	詳細についてはP.53を参照
現代日本文学の翻訳・普及事業	詳細についてはP.57を参照
海外展・交流展の開催	詳細についてはP.59を参照
高校生国際文化交流事業	次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象に、海外において同じ分野の文化芸術に携わる現地の高校生との交流を図り、互いの作品や制作等にかかる意見交換や作品の共同制作を試みるワークショップ等を行う。
日本文化芸術オンラインの整備	海外の人々が日本の文化活動について把握し、国内の文化芸術関係者との接触・交流が 促進されるよう、日本の文化芸術団体等の活動を調査し、これらの情報についてインター ネットを用いて英語で海外に提供するウェブサイトを整備する。
文化遺産オンライン構想等の推進	全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする我が国の多様な文化遺産に関する情報を集約化して発信するため、博物館・美術館等におけるデジタル・アーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイト『文化遺産オンライン』のさらなる充実を図る。(詳細についてはP.43を参照) 文化遺産オンラインのURL http://bunka.nii.ac.jp/index.do



日本文化芸術オンライン トップページ

#### 4. 文化遺産保存修復の協力

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であ り、その保護のためには国際的な交流・協力が不可 欠です。このような考えのもと、文化庁では、以下 のような事業を実施しています。

詳細についてはP.57~59を参照



アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業集 団研修の様子

#### 文化遺産保存修復の協力事業

#### 取組内容 国際社会からの要請等に基づく国際協力

- · 文化遺産保護国際貢献事業
- ・西アジア文化遺産保護緊急協力() 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

#### 海外における有形・無形の文化遺産保護協力として、各国からの要請等に応じ、現 地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、効率的・ 効果的な文化遺産国際協力を実施するための文化遺産国際協力コンソーシアム運営 支援を行う。

概要

#### 海外文化財保存修復専門家の研修等

・アジア太平洋地域世界遺産等 文化財保護協力推進事業

#### 国際機関との連携推進

· 国際文化財保護協力機関連携推進事業

#### アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良 県、奈良市、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協 力の下、アジア太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。

文化財保存修復研究国際センター(ICCROM:イクロム)と連携協力し、文化財保 護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。

#### 文化財不法輸出入の防止

#### 世界遺産の保護推進

- ・世界遺産保護推進費
- ・世界遺産普及活用事業

#### 詳細についてはP.59を参照

世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家 会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対す る理解の増進を図る。

#### 独立行政法人国立文化財機構 における文化遺産保護国際協力事業()

独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。 また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行 うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。

#### 5. 外国人に対する日本語教育施策の推進

詳細についてはP.48を参照

#### 6. 著作権分野での協力

国際機関と協力して、アジア地域著作権制度普及 促進事業など、途上国の著作権制度整備支援を目的 とした各種セミナー、シンポジウム、研修や専門家 派遣等を実施しています。

#### 著作権分野での協力事業

#### 海外における著作権制度整備支援

・アジア地域著作権制度普及促進事業











## 国際文化交流の総合的な推進

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、21世紀の国際社会では、文化の魅力によって世界の国々を引きつけることのできる「文化力」が重要になってきています。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画等メディア芸

術をはじめ、我が国の文化の幅広い海外への情報発 信が求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

### 1. 2010年・2011年における「国際交流年」



文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2010年及び2011年の主な「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本 文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文 化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文 化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分 野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

#### 国際交流年一覧

#### 2010年

日本メキシコ交流400周年 (~日本からメキシコへ~)	2010年1月~12月
2010年トルコにおける日本年 (日トルコ友好120周年)	2010年1月~12月

#### 2011年

日独交流 150 周年	2011年1月~12月
日クウェート外交関係樹立50周年	2011年1月~12月

#### 2. 第7回国際文化フォーラム

### 【実施期間:平成21年11月13日~平成21年11月29日】



国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、 文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの 形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向につ いて語り合うことを目的として、平成15年度から始 めた事業です。第7回となる平成21年度の国際文化 フォーラムは、東京での開会基調講演や座談会の後、 文化庁等が推進中の「関西元気文化圏」の中心事業と して関西で開催しました。各地で展開された討論・ 座談会を通じて、世界に向け文化の意義や影響力に ついて、メッセージを力強く発信しました。

国際文化フォーラムウェブサイト:

http://www.bunka.go.jp/culturalforum/



第7回国際文化フォーラム専門家会議 (東京都江東区)

#### 平成21年度第7回国際文化フォーラム

役職は当時

開催日	行事名	開催場所	参加者
11/13 (金)	開会基調講演「文化の受容と融合」~ジャパンエキスポがたどった道~ 専門家会議 「メディア芸術」~現代文化の融合~ 分科会 「マンガ、manga、そしてanimation、アニメ」 分科会 「越境する現代日本文化」	東京国際交流館プ ラザ平成 国際交流会議場 (東京都江東区)	開会基調講演:ジャン=フランソワ・デュフール(ジャパンエキスポ代表 SEFA Event社))、トマ・シルデー(ジャパンエキスポ副代表(SEFA Event社))専門家会議 : 濱野保樹(東京大学大学院教授)ソル・キファン(韓国忠南文化産業振興院長)ジャン=フランソワ・デュフール、青木保(青山学院大学大学院特任教授、前文化庁長官)、荒糸隆司、エイベックス・グループ・ホールディングス(株)代表取締役専務)、スチュウアート・リービー(米国TOKYOPOP代表取締役社長)、細田守(アニメーション映画監督)、コウ・チンリュウ(第10回台湾漫画博覧会代表、中華動漫出版同業協進会理事長)
11/15 (日)	専門家会議 「シルクロードと東西交渉」~ 中央アジア の実像とイメージ	春日大社 感謝・共生の館 (奈良県)	山内昌之(東京大学大学院教授)、イセンビケ・トガン(トルコ科学アカデミー会員、元中東工科大学教授)、オウ・カ(神戸大学大学院教授)、バフティヤール・ババジャノフ(ウズベキスタン科学アカデミー東洋学研究所主任研究員)、小松久男(東京大学大学院教授)
11/29 (日)	専門家会議 「文化の多様性と現代美術」 ~グローバル化時代の芸術~	国立国際美術館講堂(大阪府)	高階秀爾(大原美術館長) キム・ヨンスン(美術評論家、韓国文化芸術委員会 Arko美術館諮問委員長) ピエル=ルイジ・タッツィ(美術評論家、インディペンデントキュレーター) 建畠 査(国立国際美術館長)



#### 3. 文化庁文化交流使事業



文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講義、ワークショップや実演等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家や文化人が、講演、講義、ワークショップや実演等を行う「現地滞在者型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演を行う芸術団体が、現地の学校等で実演会、演奏会等のアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の3つの類型があります。

平成21年度は、「海外派遣型」文化交流使として10

名、「現地滞在者型」文化交流使として1名、「短期指名型」文化交流使として5組が活動しました。

また、第7回文化庁文化交流使活動報告会を平成 22年3月9日に東京国立博物館平成館大講堂(東京) で開催し、平成21年度に海外で活動をした交流使に よる活動報告や、三線奏者の喜瀬慎仁氏による実演 が行われました。



武関翠篁氏(竹工芸作家)による実技指導(ドイツ)

平成21年度 文化庁文化交流使一覧

派遣種類	氏 名	プロフィール	派遣国
	有野 芳人	将棋棋士	中国
	青木 紳一	囲碁棋士	オランダ、オーストリア、ドイツ、スロバキア
	喜瀬 慎仁	三線奏者	フィリピン、中国、フランス、ドイツ、英国
N= 11	鶴賀 若狭掾	重要無形文化財「新内節浄瑠璃」 (各個認定)保持者	英国、アイルランド、オランダ、ベルギー
海外 派遣型	竹本 千歳大夫	人形浄瑠璃文楽 大夫	チェコ、ドイツ、オーストリア
(10名)	蜂谷 宗苾	香道家元後継者	フランス、モナコ、イタリア、ドイツ、パーレーン、 米国
	武関 翠篁	竹工芸家	ドイツ
	伊部 京子	和紙造形家	米国、エジプト
	久保 修	切り絵画家	米国
	三橋 貴風	尺八演奏家	韓国、ブラジル
派遣種類	氏 名	プロフィール	在住国、活動国
現地 滞在者型 (1名)	澤崎 琢磨	和太鼓奏者	パラグアイ、ブラジル
派遣種類	団体名	分野	活動国
	NPO法人 和文化交流普及協会	伝統芸能 (獅子舞、津軽三味線、和太鼓等)	ウルグアイ
短期	猿楽會	狂言	オーストリア
指名型	社団法人 落語芸術協会	落語	カンボジア
(5組)	株式会社オフィス K 2 (和太鼓「婢弥鼓」)	和太鼓	ウズベキスタン
	ミュージック・フロム・ジャ パン推進実行委員会	雅楽	米国

## 芸術文化における国際交流・協力の推進

#### 1. メディア芸術祭海外展

日本のメディア芸術作品は、海外で高い人気があり、海外の人々に日本を知っていただく重要なきっかけにもなっています。文化庁では、より深く、日本のメディア芸術を知っていただくため、「メディア芸術祭海外展」を実施しており、平成21年9月には、日本オーストリア交流年2009認定事業として、オーストリア(ウィーン)で開催しました。

本展覧会は音楽の都ウィーンでの開催にちなみ、「音」をテーマとして実施しました。楽器をモチーフにした作品や、音楽を作り出すゲーム作品、音楽の世界を絵と文字で表現するマンガ作品など、日本人ならではの音の感性に焦点を当てて多様な作品を紹介しました。



ウィーン展の



ウィーン展の

#### 2. アジアにおける日本映画特集上映事業

文化庁では、日本の文化や社会を映し出した日本 映画を特集上映することにより、アジア諸国での上 映機会を増加し、日本文化への理解や親しみの深化 と我が国の映画芸術の発展を図っています。平成21 年度は、韓国(16作品)及びトルコ(7作品)での上映を行いました。会期中は、映画上映のほか、シンポジウム等も実施し、多くの観客が来場しました。



韓国上映ポスター



トルコ上映ポスター



韓国上映の様子



#### 3. 海外映画祭への出品等支援



文化庁では、日本映画の発展と我が国文化の発信 を図ることを目的として、海外映画祭出品等支援事 業を実施しています。この事業により、数多くの我 が国の優れた日本映画が海外映画祭へ出品されると ともに、映画製作者等の参加の機会が拡大していま す。

#### 文化庁支援による国際映画祭での主な受賞作品(過去5年)

#### 17年度

11 1132			
映画祭名	作品名	監督名	受賞名
カンヌ	運命じゃない人	内田けんじ	仏作家協会賞他
ケララ	火火	高橋伴明	審査員特別賞他
トリノ	美式天然	坪川拓史	グランプリ
モントリオール	いつか読書する日	緒方 明	審査員特別賞
上海	村の写真集	三原光尋	金爵賞
プサン	紀子の食卓	園 子温	観客賞他
オーバーハウゼン	マリコ三十騎	真利子哲也	映画祭賞
ベルリン	奇妙なサーカス	園 子温	ベルリン新聞・読者審査賞

#### 18年度

カンヌ	アイロン	仲野裕之	ヤング批評家賞
ベルリン	無花果の顔	桃井かおり	NETPAC賞
ロッテルダム	14歳	広末哲万	NETPAC賞
ミンスク	人生ごっこ!?	林 弘樹	審査員特別賞
シッチェス・カタルニヤ	時をかける少女	細田 守	最優秀アニメーション賞

#### 19年度

カンヌ	殯の森	河瀬直美	グランプリ
ロカルノ	愛の予感	小林政弘	金豹賞他
ベルリン	実録・連合赤軍 - あさま山荘への道程	若松孝二	NETPAC 賞 他
ベルリン	めがね	荻上直子	マンフレート・ザルツゲーバー賞
ベルリン	パーク アンド ラブホテル	熊坂 出	最優秀新人監督賞

#### 20年度

カンヌ	トウキョウソナタ	黒沢清	「ある視点」部門 審査員賞
ロカルノ	BABIN	平林 勇	審査員特別賞 他
プサン	精神	想田和弘	メセナ賞
モントリオール	おくりびと	滝田洋二郎	グランプリ
マルデルプラタ	歩いても歩いても	是枝裕和	最優秀作品賞
ベルリン	愛のむきだし	園 子温	国際批評家連盟賞 他
米アカデミー賞	おくりびと	滝田洋二郎	最優秀外国語映画賞

#### 21年度

カンヌ	火垂 ~ 2009version ~	河瀬直美	功労賞
シアトル	マンホールチルドレン	高橋太郎	審査員特別賞
プチョン	サイタマノラッパー	入江 悠	NETPAC賞
ニューシャンテル	フィッシュストーリー	中村義洋	グランプリ
モントリオール	ヴィヨンの妻	根岸吉太郎	最優秀監督賞

#### 4. 現代日本文学翻訳・普及事業

現代日本文学翻訳・普及事業は、平成14年度から 我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外 国で出版することにより、我が国の文化を海外に発 信するとともに、我が国文学水準の一層の向上を図 ることを目的とした事業です。

翻訳言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語の4言語を中心にしており、平成20年度から国際交流年事業等の一環として、インドネシア語訳に取り組むことにしています。

・現代日本文学の翻訳普及事業サイト: http://www.jlpp.go.jp/ 主な翻訳・出版作品一覧

平成22年2月現在

作 品	著者	英語	仏語	露語	独語
芥川龍之介 短編集	芥川 龍之介				
わが人生の時の時 短編集)	石原 慎太郎				
半七捕物帳	岡本 綺堂				
自由学校	獅子 文六				
天上の青	曽野 綾子				
たけくらべ・にごりえ・十三夜	樋口 一葉				
錦繍	宮本輝				
ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ ジェシーの背骨	山田 詠美				
武蔵野夫人	大岡 昇平				
赤穂浪士 上 )(下)	大佛 次郎				
抱擁家族	小島 信夫				
百円シンガー極楽天使	末永 直海				
腕くらべ	永井 荷風				
浮雲	林 芙美子				
異人たちとの夏	山田 太一				
夕暮まで	吉行 淳之介				



## 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、

文化庁では、以下のような取組を行っています。

#### 1. 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律



平成18年6月に海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定められている「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する

法律」が成立しました。平成19年12月には国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針を策定しました。

#### 2. 文化遺産国際協力コンソーシアム



平成18年6月20日、文化庁、外務省、教育研究機関、 独立行政法人及び民間助成団体等によって構成され る文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。 コンソーシアムによって各構成機関や専門家が、 それぞれの得意分野において力を発揮すること、ま た、連携の下に効率的・効果的な文化遺産国際協力 を推進することを目指しています。



#### 3. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行うなど、緊急の取組を行うため、「文化遺産保護国際貢献事業」を実施しています。これまで右に掲げる事業を実施してきました。

このほか、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流及び協力を行う拠点交流事業を実施しており、インド・アジャンタ石窟壁画の保存修復をはじめ、モンゴル、中央アジア諸国等における協力を実施し、現地で文化財保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

また、無形文化遺産保護に係る研修の実施、ネットワーク構築のための事業も実施しており、海外における有形・無形の文化遺産保護に貢献しています。



アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財 保存支援 H16~H18)

インドネシア・アチェ州立公文書館への支援 H17 ~ H18) ベトナム・タンロン皇城遺跡への専門家派遺 H17 ~ ) インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査支援 (H18 ~ H19)

中国・四川省震災復興に係る専門家派遣 H20) イタリア・ラクイラ地震への文化財支援に係る 専門家派遣 H21~)



インド・アジャンタ石窟壁画の保存修復 提供:東京文化財研究所)

#### 4. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化 遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)アンコール(カンボジア)バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることから定期的な修理がなされず、経年による劣化によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。

(独)国立文化財機構東京文化財研究所http://www.tobunken.go.jp/index\_j.html(財)ロネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

http://www.nara.accu.or.jp/

このため、在外古美術品の調査を行うと共に、平成 3年度からその修復協力を実施しています。

文化庁では、平成11年度から奈良県、奈良市、(財) ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事 務所の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招 き研修を実施しています。



ベトナム(ホイアン)におけるワークショップ (提供:(財)ユネスコアジア・文化センター文化遺産保護協力事務所)

#### 5. 二国間文化遺産国際交流

文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと交流を進めています。平成19年3月には、ルテッリ文化財・文化活動大臣(副首相)と伊吹文部科学大臣(当時)が日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。それに基づき、平成20年3月には、「第1回日本・イタリア文化財保護協力事務レベル会合」を開催しました。平成20年度から、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力、文化的景観

及び歴史的街区の保護に関する協力等を実施することで合意しました。

平成20年度は、イタリアのオルチャ渓谷、日本の 紀伊山地で日伊の専門家会合(ワークショップ)を開催しました。さらに、平成21年度は、イタリアのアッ シジとラベンナ、日本の長崎県で日伊の専門家会合 を開催しました。

#### 6. 海外展



#### 日本古美術品海外展

容は以下のとおりです。

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流 や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、 我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、 文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進する ため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本 古美術展を継続的に実施しています。



平成21年度 日本古美術品海外展「侍の芸術」 (於アメリカ メトロポリタン美術館)

#### 7. 文化財の不法な輸出入等の規制について

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、平成14年9月に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行いました(同年12月9日施行)。主な内

外国の博物館などから盗取されたもので文部科学 省令で定める文化財(特定外国文化財)は、原則輸 入禁止。

特定外国文化財の盗難の被害者については、現行 民法で認められている代価弁償を条件とし、回復 請求期間を2年間から特例として10年間に延長。

重要有形民俗文化財の輸出が届出制から許可制へ。



広報用パンフレット



## アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点による アイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委 員会が行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるア イヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ 文化の振興等を図るための施策を推進することによ り、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される 社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の 発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振 興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓 発に関する法律」が成立しました。

この法律に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研 究推進機構」が行う、アイヌに関する研究等への助成、 アイヌ語の振興及び、アイヌ文化の伝承再生や文化 交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰、ア イヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業などにつ いての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図ってい ます。

#### 事業体系図(平成22年度事業)

#### アイヌに関する総合的 かつ実践的な研究の推進

アイヌ関連総合研究等助成事業

#### アイヌ語の振興

- 1アイヌ語教育事業
- · 指導者育成
- 上級講座
- ・親と子のアイヌ語学習事業
- アイヌ語教材作成事業
- 2アイヌ語普及事業
- ・ラジオ講座
- ・弁論大会



アイヌ古式舞踊の披露(アイヌ文化フェスティバル)

文化庁 国土交通省

支援

財団法人 アイヌ文化振興・ 研究推進機構

#### アイヌ文化の振興

- 1アイヌ文化伝承再生事業
- ・ マニュアル作成
- · 実践上級講座
- · 伝統工芸複製助成
- 2アイヌ文化交流事業
- 3アイヌ文化普及事業
- 伝統工芸展示・公開助成
- アドバイザー派遣
- 工芸品展
- ・ 文化フェスティバル

#### 4アイヌ文化活動表彰事業

- 工芸作品コンテスト
- ・アイヌ文化賞

### アイヌの伝統等に 関する普及啓発

- 1 普及啓発促進事業
- · 広報情報発信
- ・小中学生向け副読本の作成・配布
- ・親と子のための普及啓発
- ・セミナー
- 講演会
- ・ 歴史・文化に関する普及啓発
- 2アイヌ文化交流センター事業

#### イオル再生等事業

- 1空間活用等事業
- 2 自然素材育成事業
- 3 伝承者育成・体験交流事業



## 宗教法人制度と宗務行政

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保

宗教法人数

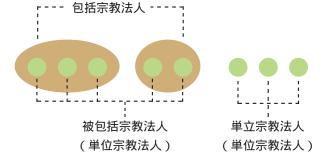
所轄	系統	包括 宗教法人	単位 宗教法人	合計
	神道系	128	85	213
文部	仏教系	154	262	416
文部科学	キリスト教系	60	239	299
大臣	諸教	31	77	108
	計	373	663	1,036
	神道系	6	85,228	85,234
都道	仏教系	11	77,282	77,293
都道府県知事	キリスト教系	8	4,108	4,116
知事	諸教	1	15,029	15,030
	計	26	181,647	181,673
	合計	399	182,310	182,709

(平成19年12月31日現在)

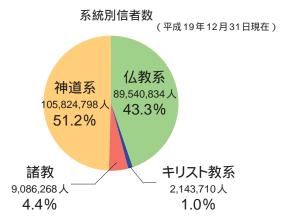
- (注)1 文部科学大臣所轄:複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
  - 2 都道府県知事所轄:一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教 法人

(出典)文化庁編『宗教年鑑』(平成20年版)

#### 宗教法人の種類



することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障 する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人 の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁 の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・ 自律的な運営にゆだねています。その一方で、宗教 法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全 体系が組み立てられています。



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。 (出典)文化庁編『宗教年鑑』(平成20年版)

#### 包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等 単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

- ・被包括宗教法人: 他の宗教法人に包括される法人
- ・単立宗教法人: 他の宗教法人に包括されない法人



#### 1. 宗教法人の管理運営の推進等



宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の 認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての 事務を行っています。

また、文化庁では、都道府県の宗務行政に対する 指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法 人のための実務研修会等の実施、手引書等の作成な どを行っています。

その他、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て、宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査等を行っています。



宗教年鑑等

#### 2. 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その名義が売買の対象となり、第三者が名義を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動 状態に陥った法人について、吸収合併や任意解散の 認証で、また、これらの方法で対応できない場合は、 裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、 不活動宗教法人の整理を進めています。



不活動宗教法人対策会議(京都)

#### 3. 宗教法人審議会



宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、 宗教法人審議会が設置されています。



## 美術館・歴史博物館の 振興

1

## 我が国の美術館・歴史博物館の概要

我が国には1,245館の登録博物館(博物館法第10条)・博物館相当施設(博物館法第29条)があります。 そのうち882館が美術館(主として美術に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)と歴史博物館(主 として歴史及び民俗に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)であり,全体の約7割を占めています。

2

## 美術館・歴史博物館への支援

### 1. 美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業

美術館・歴史博物館は、文化活動や学習活動の地域における拠点として教育、文化の発展に寄与しています。また、人々の学習意欲の多様化・高度化や、少子高齢化社会の到来、個性と魅力ある地域の構築や地域コミュニティー再生への動きなど、今日の社会の進展・変化に対応し、さらに一層積極的な役割を果たすことが期待されています。

しかし、館を取り巻く状況は、指定管理者制度の 導入、公益法人制度改革など大きく変化し、さらに 経済環境の悪化により予算、人員の削減が急速に進 むなど、これまでになく厳しいものがあります。

こうした厳しい環境にあって、館がその使命を十分に果たしていくためには、これまでの館活動の実績を踏まえつつ、これからの時代を展望した事業と活動スタイルを早急に構築することが望まれます。

これらの状況を踏まえ、文化庁では平成21年度から美術館・歴史博物館を対象として、館が自らの事業の方向性を社会の変化に対応するための活動基盤の整備に焦点をあて、地域との関係の強化地域軸の強化と国際的な交流の拡大(国際軸の強化)に資する取組に対して支援を行います。

本支援事業では、全国の美術館・歴史博物館が実施する以下に掲げる取組の中から、他の館の参考となるような優れた取組を広く公募し、有識者による協力者会議で選定してその実施を支援するとともに、この取組について全国の美術館・博物館に広く情報提供を行います。このことにより全国の館が時代の要請に応える活動基盤整備に取り組むことを促進します。



#### 1. 美術館・歴史博物館の地域活動基盤整備支援事業

< 地域軸の強化 >

#### ア. 地域連携強化事業

地域にある他の館や学校、団体等と連携し、幅広い市民の参画を得ることにより、館外に広範なネットワークを形成し発展させる事業。

#### イ. 地域文化資源整備活用事業

地域の歴史や文化などの文化資源をテーマとして、

その特色や魅力を幅広い市民と共有し、地域の活性 化などに貢献する事業。

#### ウ. ミュージアム支援地域人材育成事業

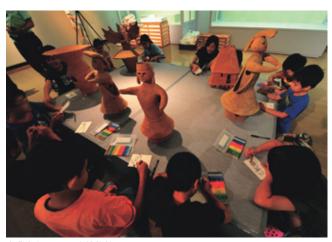
館がその役割をより積極的に果たすために、館の 活動を支援する人々やグループなど、地域の人材を 育成する事業。

#### 2. 美術館・歴史博物館の国際交流基盤整備支援事業

<国際軸の強化 >

#### ア. 国際交流拠点形成事業

館が海外の館等との継続的な交流を目指して行う 展覧会をはじめとする各種の事業で、広く他の館に 対しても、成果の普及・活用が図られるもの。



事業者名: 三重県立博物館 事業名: 地域連携と県民参画により進める博物館づくり事業」

#### 2. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門 的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、 文化庁では、国立美術館・国立博物館などの協力を 得て,企画展示セミナー、運営研究協議会など、様々 な研修会や講習会を実施しています。



平成21年度美術館等運営研究協議会「国際化時代のミュージアム」



## 登録美術品制度

<登録美術品公開までの流れ>

美術品所有者から文化庁に申請



#### 文化庁の審査

文化庁長官が、美術品に関し広く高い識見を有する者の 意見を参考に、登録の可否を決定



登録美術品の所有者と 美術館の間で公開契約の締結



登録美術品の公開 (国民の美術品を鑑賞する機会の拡大)

<登録美術品の特色>

美術館において専門家の手により安全かつ 適切に管理され、5年以上にわたって計画的 に公開・保管される。

登録されても所有権は移転しない。 相続税を納税する際、登録美術品による物 納を希望する場合は、一般の美術品に比べ て物納することが容易になっている。 (相続税の物納の特例措置) 近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も多くなっています。国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的としています。これまでに28件(362点)の美術品が登録されました。今後も本制度が積極的に活用されることにより、貴重な美術品が広く公開されることが望まれます。(平成22年4月1日現在)



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館 工芸館)



米原雲海作 清宵」 (東京国立近代美術館にて公開)



## 国立文化施設等

#### 1. 日本芸術文化振興会(国立劇場等)

http://www.ntj.jac.go.jp/



独立行政法人日本芸術文化振興会は、国立劇場・ 国立演芸資料館(国立演芸場) 国立能楽堂、国立文 楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場を運営し、 伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演などの事業を 行っています。このほか、広く我が国の芸術文化の 振興又は普及を図るため、文化芸術活動に対して、

芸術文化振興基金による援助(助成金の交付)も行っています。また、伝統芸能や現代舞台芸術について国民に広く知ってもらうため、インターネット上に「文化デジタルライブラリー」を開設し、国立劇場各館の公演記録や収蔵資料、舞台芸術の入門教材などの情報を発信しています。

## 国立劇場本館・演芸資料館

昭和41年11月国立劇場本館(大・小劇場) 昭和54年3 月演芸資料館 国立演芸場 が開場。我が国の伝統芸能の保存と振興を目的として、つとめて古典伝承のままの姿で公開しています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

なお、敷地内にある伝統芸能情報館には、情報展示室や 図書閲覧室、レクチャー室等の設備を備えています。

歌舞伎	5公演	125回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	7回
邦楽	4公演	6回
雅楽	2公演	2回
声明	1 公演	1 回
民俗芸能	3公演	6回
琉球芸能	1 公演	2 回
大衆芸能	55 公演	266回
特別企画	2公演	2 📵
青少年等を	対象とし	た歌舞伎
	2公演	90回
青少年等を	対象とし	た文楽
	1公演	24 🗆

平成22年度の公演予定

【大劇場】 1,610 席 【小劇場】 590 席 【演芸資料館】 300 席 【伝統芸能情報館】



〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅 出口より徒歩5分 地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町」駅 出口より徒歩8分

歌舞伎「寿曽我対面 」

## 国立能楽堂

昭和58年9月開場。能楽の普及と新しい観客層の開拓 を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝 承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1 TEL 03-3423-1331

#### 平成22年度の公演予定

定例公演	22 公演	22回
普及公演	11 公演	11回
企画公演	17 公演	17回
青少年等を	対象とし#	た能楽
	1 公演	10回



能「花月」

【能舞台】 627 席

JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩 5分 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4 出口より徒歩5分 地下鉄副都心線「北参 道」駅 出口より、徒歩7分



【文楽劇場】 753 席

【小ホール】 159 席

## 国立文楽劇場

昭和59年4月開場。人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10 TEL 06-6212-2531

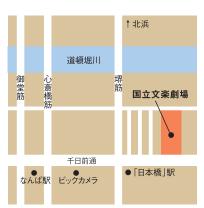
#### 平成22年度の公演予定

文楽	4 公演	188回
舞踊	1 公演	2 回
邦楽	1 公演	1 回
大衆芸能	8公演	27回
青少年等を	対象とし	た文楽
	1 公演	32回
特別企画	2公演	2 回

文楽「義経千本桜」



地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線 「日本橋」駅 出口より徒歩1分





### 国立劇場おきなわ

#### http://www.nt-okinawa.or.jp/

平成16年1月開場。伝統文化を通じたアジア・太平洋 地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中 心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、 資料収集等を行っています。



〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客 4-14-1 TEL 098-871-3311



琉球舞踊「四つ竹」

平成22年度の公演予定

定期公演	18公演	22回
企画公演	6公演	10回
研究公演	1 公演	2回
青少年等を	対象とした	組踊
	5 公演	11 📵

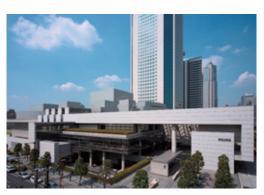
【大劇場】 632 席 【小劇場】 255 席



バス利用の場合 勢理客(じっちゃく) バス停下車 徒歩10分 タクシー利用 の場合 那覇空港から約30分

#### 新国立劇場 http://www.nntt.jac.go.jp/

平成9年10月開場。現代舞台芸術の振興普及を図るため、 オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、 現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等 を行っています。



〒 151-0071 東京都渋谷区本町 1-1-1 TEL 03-5351-3011



新国立劇場オペラ「トスカ」(2002年5月)

撮影:三枝近志

#### 平成22年度の公演予定

オペラ	11 公演	53回
バレエ	6 公演	34回
現代舞踊	4 公演	15回
演劇	8公演	156回
青少年等を	対象とし	たオペラ
	2公演	8回
青少年等を	対象とし	たバレエ
	2公演	7回

【オペラ劇場】1,814席 【中劇場】1,000 席程度 【小劇場】 440 席程度 【舞台美術センター】



京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅(中 央口)より徒歩1分 お車(約860台収 容の駐車場あり) 山手通り、甲州街道交 差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ

独立行政法人国立美術館は、芸術文化の創造と発 展を目的とし、多様化する国民の興味・関心や現代 美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展 開することが求められています。このため、東京国 立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術 館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色

を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・ 展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行 うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外 の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言等 を行っています。

#### 東京国立近代美術館 http://www.momat.go.jp/

昭和27年我が国初の国立美術館として開館。近・ 現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料 を収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館(昭和52年開館)、フィルムセ ンター(昭和45年開館)及びフィルムセンター相模 原分館(昭和61年開館)を設置しています。

#### (本館・工芸館)

開館時間 10:00~17:00(入館は16:30まで) 10:00~20:00(入館は19:30まで) 夜間開館

本館のみ、毎週金曜日実施

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日にあたる

> 場合はその翌日) 展示替期間

年末年始

(平成22年12月27日~平成23年1月1日)

入館者数 846千人

(平成21年度 フィルムセンター含む)

収蔵品 日本画・洋画 1,923点 水彩・素描・版画 2630点 彫 刻 451点 写真 1.883点 工芸( デザイン含む ) 2,898点 その他 3.185点 計 12,970点

(平成21年度末)

美術館本館



工芸館

#### (フィルムセンター )

開映時間 大ホール・小ホール/

企画ごとに1日2~3回の上映。 詳細は各企画の上映カレンダー、 チラシ等でご確認ください

開室時間 展示室 / 火~日 11:00 ~ 18:30

(入室は18:00まで)

休館日 每週月曜日 上映準備期間 年末年始

(平成22年12月27日~平成23年1月6日)

収蔵品 映画フィルム 62.482本

(平成21年度末)



フィルムセンター

#### 本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園 3-1 TEL 03-3214-2561

#### 工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 1-1 TEL 03-3211-7781

#### フィルムセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-7-6 TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4 TEL 042-758-0128



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より (本館)徒歩3分、(工芸館)徒歩8分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分 都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分 JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分



### 京都国立近代美術館

http://www.momak.go.jp/

収蔵品

国立近代美術館京都分館として昭和38年 発足、42年に独立して京都国立近代美術館 となり、その後、61年10月新館を開館。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳 列及び調査研究を行っています。



開館時間 9:30 ~ 17:00(入館は16:30まで) 夜間開館 9:30 ~ 20:00(入館は19:30まで)

3月26日~10月15日の企画展期間中

の金曜日

休館日 毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合

はその翌日 年末年始 12月28日~1月4日)

入館者数 298千人(平成21年度)

日本画・洋画 1,427点 水彩・素描・版画 3,399点 彫 刻 102点 写 真 1,772点 工芸(デザイン含む) 2,109点 その他 870点 計 9,679点 (平成21年度末)

平安神宮 京都国立 Ħ 近代美術館 京都市 鴨 美術館 Ш 抽 地下鉄 御池通 濐 東西線 東山」駅 阪急 ●八坂神社 京都線烏 ■ JR京都駅 **■ ■** 

地下鉄東西線「東山」駅下車 徒歩5分

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町( 岡崎公園内 ) TEL 075-761-4111

### 国立西洋美術館

http://www.nmwa.go.jp/

開館時間

松方コレクションの返還を機に昭和34年4月 設置、6月開館、54年5月新館を、平成9年12 月に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレク ション及びその他の西洋美術に関する作品等の 収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



終了日までの期間9:30 ~ 17:30 (入館は17:00まで)上記以外の期間 9:30 ~ 17:00(入館は16:30まで) 夜間開館 毎週金曜日 9:30 ~ 20:00(入館は19:30まで) 休館日 毎週月曜日(月曜日が休日にあたる 場合はその翌日) 年末年始(12月28日~1月1日) 入館者数 1,288千人(平成21年度)

春の企画展開催日から秋の企画展

収蔵品 洋画 375点 水彩・素描・版画 3,948点 彫 刻 101点 工芸(デザイン含む) 10点 その他 166点 計 4,600点

(平成21年度末)

〒110-0007 東京都台東区上野公園 7-7 TEL 03-3828-5131





JR「上野」駅下車公園口、徒歩1分 京成「京成上野」駅下車、徒歩7分 地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、 徒歩8分

## 国立国際美術館

〒530-0005 大阪市北区中之島 4-2-55 TEL 06-6447-4680

#### http://www.nmao.go.jp/

昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00~17:00(入館は16:30まで) 夜間開館 毎週金曜日10:00~19:00(入館は18:30まで)

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日~1月4日)

入館者数 974千人(平成21年度)

休館日



京阪中之島線「渡辺橋」駅下車、徒歩約5分 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分 地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分 JR大阪環状線・阪神「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

## 国立新美術館 http://www.nact.jp/



〒106-8558 東京都港区六本木7-22-2 TEL 03-6812-9900

東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4 千㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18 年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収蔵品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展覧会会場の提供、新しい美術の動向に焦点をあてた自主企画展や新聞社等との共催による展覧会の開催とともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。

開館時間 企画展 10:00~18:00(入館は17:30まで) 会期中毎週金曜日は20:00まで(入館は19:30まで) 公募展10:00~18:00(展覧会最終日を除く)

休館日 毎週火曜日(火曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(平成22年12月21日~平成23年1月4日)

入館者数 1,150千人(平成21年度)

十代田線 万木坂駅 東京 下次ウン 国立 新美術館 大江戸線 六本木駅 六本木駅 六本木駅

地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車、6出口 美術館直結 地下鉄日比谷線「六本木」駅 下車、4a出口徒歩5分 都営大江戸線「六 本木」駅下車、7出口徒歩4分



#### 3. 国立文化財機構(国立博物館及び文化財研究所)



国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4つの博物館から成る「独立行政法人国立博物館」と、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の2つの研究所から成る「独立行政法人文化財研究所」の2法人を統合した、6つの施設から構成されたもので、平成19年4

月に発足しました。

本機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存 と活用を図ることを目的とし、文化財に対する調査 研究、有形文化財の収集・保管、展示活動等の事業 を行っています。

### 東京国立博物館 http://www.tnm.jp/

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号 TEL 03-3822-1111

開館時間 9:30~17:00(入館は16:30まで)

4月~11月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで 開館入館は19:30まで)

4月~9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館

(入館は17:30まで) 休館日 月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、

翌火曜日に休館) 年末年始(12月28日~1月1日) 建物の改修のため、一部展示館を閉館しています。

入館者数 2,416千人(平成21年度)

収蔵品 絵画 11,503件 書籍·典籍·古文書 2,200件 彫刻 1,242件 考古 28,685件 工芸 30,254件 東洋美術·考古 14,825件

> その他 26,801件 計 115,510件 (平成21年度末)



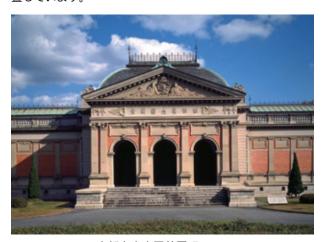
JR「上野」駅下車、徒歩10分京成「京成上野」駅下車、徒歩15分地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分



### 京都国立博物館 http://www.kyohaku.go.jp/

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の 美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに 関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の 修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設 置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 TEL 075-541-1151

平常展示館建替工事にともない、平成20年12月7日をも

ちまして、当分の間平常展を休止いたします。

特別展覧会期間中のみ開館する予定です。

開館時間 特別展開催期間中のみ開館 9:30~18:00(入館は17:30まで)

夜間開館 特別展開催期間中のみ

毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで)

休館日 特別展が開催されていない期間は全館休館といたします。

(特別展開催中の休館日)

月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、

翌火曜日に休館 ) 年末年始

入館者数 453千人(平成21年度)

絵画 3,922件 書籍・典籍・古文書 2,245件 彫刻 391件 考古 1,103件 工芸 4,449件 その他 373件 計 12,483件

12,483件 (平成21年度末)



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ 徒歩7分 JR、近鉄「京都」 駅下車、駅前市バスD2バス のりばから206・208号系統 にて「博物館・三十三間堂前」 下車、徒歩すぐ

収蔵品

### 奈良国立博物館 http://www.narahaku.go.jp/

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治 28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。 仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の

観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理を行うため、文化財保存修理所を 設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする 平常展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。

〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL 0742-22-7771

開館時間 9:30~17:00(入館は16:30まで)

4月最終から10月最終までの毎週金曜日、

1月第4土曜日、2月3日、3月12日、8月15日、 12月17日は19:00まで開館(入館は18:30まで)

3月1日~11日・13日・14日は18:00まで開館(入館は

17:30まで)

休館日 月曜日(休日の場合はその翌日。連休の場合は終了後の翌日。) 1月1日

平常展は平成22年2月15日から平成22年7月20日ま

で展示替等のため休止いたします。

入館者数 560千人(平成21年度)

収蔵品 絵画 865件 書籍・典籍・古文書 445件 彫刻 500件 考古 959件 工芸 859件 その他 141件

計 3,769件 (平成21年度末)



近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分 奈良交通バス 市内循環外回 り「氷室神社・国立博物館」下 車すぐ



## 九州国立博物館 http://www.kyuhaku.jp/

平成17年10月に国立博物館として約1世紀ぶりに開館しました。国際社会におけるアジアの位置づけが重要性を増している中、アジア諸国との相互理解を深めるために「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しいコンセプトをもって設置され、開館以降、多くの皆さまにご来館いただいています。

今後も21世紀に相応しい国立博物館として、美術、歴史・考 古資料等の収蔵・展示をはじめ、教育普及や博物館科学の充実 に努め、広く国際社会・地域社会に開かれた「生きている博物館」 として歩み続けていきます。

用品时间	9.30~17.00 八路は10.30よし)		
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は		
	開館し、翌日休館)		
入館者数	1,600千人( 平成 21:	年度 )	
収蔵品	絵画	282件	
	書籍・典籍・古文書	155件	
	彫刻	42件	
	考古	142件	
	丁芸	864件	

閉節時間 0·30 ~ 17·00 λ 節け 16·30 ≠ で )

その他

計



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 4-7-2 TEL 092-918-2807

#### 車 九州自動車道利用

太宰府ICまたは筑紫野ICから 太宰府天満宮方面へ(約20分)

鉄道 西鉄利用:福岡(天神)駅から 二日市駅で太宰府線に乗り換 え、太宰府駅下車、徒歩(10分) JR利用:博多駅から鹿児島 本線で二日市駅下車、JR二日 市駅から西鉄二日市駅(徒歩約 12分、バス約5分)、西鉄二 日市駅からは太宰府線利用

飛行機 福岡空港からタクシー (約30分)または、地下鉄福岡空港駅 から天神駅で乗り換え、上記 鉄道のとおり



168件

1,653件 (平成21年度末)

## 東京文化財研究所 http://www.tobunken.go.jp/

有形文化財、無形文化財などを中心に、基礎 的な調査研究から科学技術を活用した先端的手 法による研究まで行い、成果を公表・活用する とともに、保存・修復に関する我が国の国際協 力拠点としての役割を担っています。

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43 TEL 03-3823-2241



敦煌莫高窟における壁画の状態調査(提供:東京文化財研究所)

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下 車、徒歩10分 地下鉄銀 座線・日比谷線「上野」駅 下車、徒歩15分 京成 「京成上野」駅下車、徒歩 20分 地下鉄千代田線「根 津」駅下車、徒歩15分



## 奈良文化財研究所 http://www.nabunken.go.jp/

貴重な文化財を実物に即して総合的に研究する 組織です。平城宮跡や藤原宮跡の発掘調査をはじ め、建造物、古文書などの個々の文化財の調査研究、 そして飛鳥保存のための調査研究と展示普及など をおこなっています。

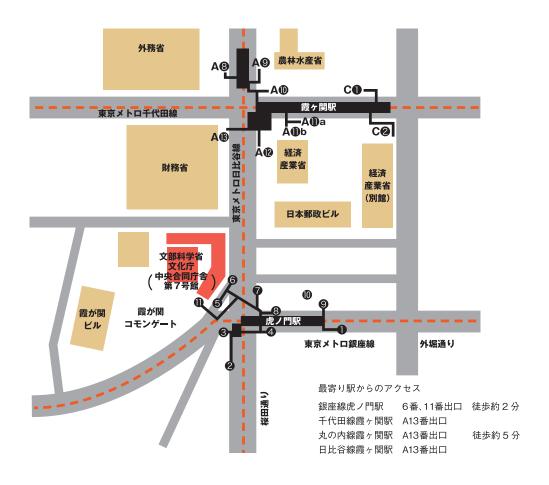
〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1 TEL 0742-30-6733



興福寺中金堂発掘遺構(提供:奈良文化財研究所)



近鉄「大和西大寺」駅下車、 徒歩10分



## 平成22年度 我が国の文化行政

発行日 平成22年5月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(代)

http://www.bunka.go.jp/



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo

